

IPF JAPAN 2026



出展マニュアル

2026年12月1日(火)–5日(土) 10:00–17:00 [最終日 16:00]

幕張メッセ 1–8ホール(出展面積54,000㎡)

公式ウェブサイトから本マニュアルと
提出書類をダウンロードできます。

IPF Japan



出展者専用ページへ

事務局の移転

2026年11月26日(木) 昼12時から12月6日(日) までの11日間、
幕張メッセ会場内へ事務局を移転します。

電話 043-296-4035 メール E-mail: office_ipfjapan@ipfjapan.jp

出展に関する注意事項

重量物の出展には制限があります。

》搬入出車両の重量制限

1. 展示ホール内に進入できる車両重量は、原則として総重量30t以下(車両重量+積載重量)。
2. クレーンによる作業は、重量(クレーン車自重+吊る物の重量)によって養生(荷重分散)が必要。

》展示物の重量制限(鉄板などによる荷重分散を必要とする展示物)

1. PC板(1枚:2m×5m)に5tを超える荷重(動荷重)がかかる場合
2. ピット蓋に集中して荷重がかかる場合

》節電にご協力ください。

1. 複数の機械を実演のために稼働する場合は、交互に運転するなど同時運転を避ける。
※現段階では電力の使用制限は想定していませんが、想定外の事態を避けるためにも計画段階からの協力をお願いします。
2. 館内の室温に合わせた快適な服装にする。

》禁煙

展示ホール内は、搬入出時・会期中ともに完全禁煙です。(展示ホール外に喫煙コーナーがあります。)

》服装

展示ホール内は建物の構造上、全てのブースを均一に快適な温度に保つ事ができません。
スタッフの方々の疲労を軽減するためにも、会期中の服装は柔軟に対応できるように配慮されることをお勧めします。

》フードデリバリー

Uber Eatsなどの配達員は展示ホール内に入場できません。ブースへの配達はお断りしますので、フードデリバリーを利用する場合は、展示ホール外の受け取り場所を指定してください。

※宅配便業者(ヤマト運輸や佐川急便など)による荷物(カタログの補充など)については、ブースへの配達を許可します。

》公衆Wi-Fi

展示ホール内ではWi-Fiを利用できます。

- ・利用料: 無料
- ・利用時間: 1回のアクセスにつき180分(回数は無制限)
- ・SSID: Messe_Free_Wi-Fi

※通信の速度・安定性・セキュリティは保証されません。

ブースでの実演や大容量データの送受信、重要な内容の通信には利用しないことをおすすめします。

別途、有線インターネット回線(有料)をお申し込みください。

CONTENTS

Section I 概要・スケジュール

1. 全体スケジュール	2
2. 搬入・会期・搬出期間のタイムスケジュール	4
3. 会場	6
4. 駐車場	8

Section II 一般事項

1. 一般規定・注意事項	10
2. 出展者・来場者バッジ／搬入出車両証／案内状	12

Section III 出展物の搬入・搬出

1. 搬入要領	16
2. 会期中の搬入出要領	19
3. 搬出要領	20
4. 搬入・搬出作業の斡旋	23
5. 搬入・搬出の手続き	23
6. 外国貨物の取扱い	23

Section IV 展示・装飾

1. 小間位置	24
2. 展示装飾の共通制限	24
3. 基礎パネル（主催者による仕切り壁設営）	24
4. 主催者による装飾	28
5. 出展者によるブース装飾	28
6. 出展物の高さ制限	28
7. 装飾規定	29
8. 重量出展物の取扱い	36
9. アンカーボルト工事	42

Section V 防火・防災（消防関係）

1. 禁止行為	44
2. 禁止行為の解除条件	45
3. 禁止行為解除事前申請	46

Section VI 電気・水・エアーの供給

1. 電気工事	47
2. 給排水工事	51
3. エアー配管工事	53

Section VII 実演

1. 実演上の注意	54
2. 飲食物の取扱い	54
3. 終業点検	55
4. 実演の制限および中止	55

Section I 概要・スケジュール

① 全体スケジュール

7月	2日・3日	出展者説明会
	6日	来場者向け案内状に掲載する出展者名の登録締め切り
8月	上旬	来場者向け案内状発送（出展者使用分）
9月	上旬	来場者事前登録開始（公式ウェブサイト）
10月	2日	ガイドマップ用出展者データ登録締め切り
11月	上旬	各種車両証（搬入出車両証、出展者専用駐車券）発送
	26日	主催者工事、事務局は幕張メッセへ移転
	27日～30日	搬入期間（小間数に応じて搬入開始のタイミングが異なります）
12月	1日～5日	会期
	5日 16時～	即日搬出
	6日	大型機械の搬出



展示のヒント ちょっとした工夫が出展効果を高めます

》社名表示看板（パラペット等）

装飾物へ社名表記される際は、会社名のみでの表記ではなく、取扱製品、展示内容、自社の特長などを合わせて掲出してください。新規顧客のブース動員に効果を発揮します。

例	[粉砕機のスペシャリスト]
株式会社 IPF製作所	変更 → IPF製作所

》説明パネル

製品の特長をできるだけ短い言葉で表現したパネルやボードを用意してください。潜在見込み客がブースの前を素通りしてしまうのはもったいないと思いませんか？

例	とにかく 静かな 粉砕機。5 秒間、立ち止まって聞いてみて。
----------	---------------------------------------

》プレゼンテーション、セミナー、映像

開催時間、上映時間を表示してください。「3分間のVTRなら全部見たいが、10分間だとモニターの前で立っているのは嫌だ。」というのが、ほとんどの来場者の本音です。終了時間の予想がつかないと、見ることを最初から拒絶してしまいます。残り時間の表示も効果的です。（次の上映が始まる時間を推測できるため。）

》海外対応（外国人来場者）

本展には海外から多くのバイヤーが来場します。可能な限り説明パネルやカタログなどへ、英文・中文・韓文を表記してください。また、通訳をブースに常駐させることで商談促進につながります。



出展準備スケジュール例

必須提出書類期限

7月	前半	出展者説明会	7月31日提出期限 案内状・ポスター
	後半	出展内容決定	
8月	前半	業者の選定 ・装飾 ・スタッフ、通訳（人員、衣装） ・運送 ・ユーティリティ（電気、水、エアー等） ・ホテル ・食事（スタッフ用弁当、会食／打ち上げ会場）	
	後半	ブース設計 ユーティリティ設計 ・説明スタッフ、受付スタッフ、集客スタッフの配置と必要人数 ・自社社員、グループ会社／取引先社員、テンポラリースタッフの割り当て ブース運営計画策定 スタッフ衣装手配 コンテンツ作成 ・説明用パネル ・配布物（チラシ、ノベルティ） ・カタログ ・動画 ・ヒアリングシート／アンケート	
9月		案内状発送、出展告知 搬入出計画策定 印刷手配 ・カタログ、チラシ	9月18日提出期限 電気工事
			9月30日提出期限 水・エアー工事、緊急時連絡先、アンカー工事
10月		備品手配 ・文具（ボールペン、マジックペン、蛍光ペン、ホチキス、クリップ、輪ゴム、セロテープ、ガムテープ、養生テープ、付箋、ハサミ、カッター）、バインダー、パソコン、ごみ袋、ティッシュ、消毒液、カウンタークロス、白布、封筒 など スタッフシフト作成	
11月		出展告知メール配信 配送 ・展示物、備品、衣装、配布物 社内向けブース運営説明会開催	
12月		会期 来場者アフターフォロー （お礼メール配信、電話フォロー、訪問）	

② 搬入・会期・搬出期間のタイムスケジュール

11月	26日(木)	12:00~24:00	主催者工事
	27日(金)	00:00~	20小間以上の出展者搬入開始 (時差搬入による調整あり)
		12:00~	4小間以上の出展者搬入開始
	28日(土)	08:00~	全出展者搬入開始
	29日(日)	08:00~	全出展者搬入、電気供給開始
		13:00~	水・エア供給開始
30日(月)	08:00~12:00	全出展者搬入 (展示ホールへの車両進入は4t以下の車両に限る)	
	12:00~20:00	機器調整 (車両は展示ホール内に進入不可)	
12月	1日(火)	10:00~17:00	会期
	2日(水)	10:00~17:00	会期
	3日(木)	10:00~17:00	会期
	4日(金)	10:00~17:00	会期
		22:00	搬出車両待機所 (Lブロック) オープン
	5日(土)	10:00~16:00	会期
		16:00~	搬出開始 (ホール内への車両進入は17:30を予定。状況により前倒し、または遅延の可能性あり。)
22:00		搬出車両待機所 (Lブロック) クローズ	
6日(日)	08:00~12:00	搬出 (残業不可)	

》 搬入期間・会期中の残業

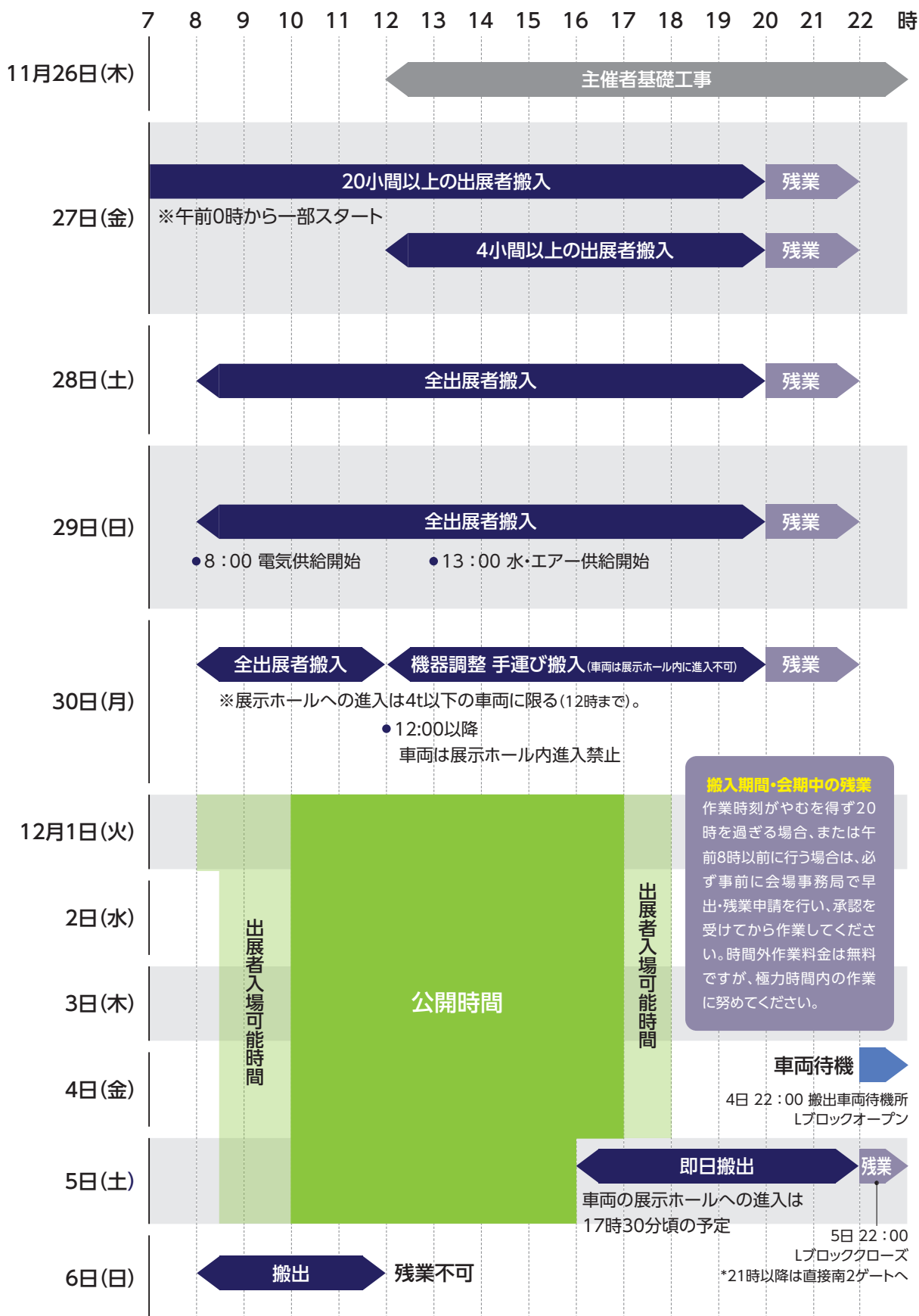
作業時刻がやむを得ず20時を過ぎる場合、または午前8時以前になる場合は、必ず事前に会場事務局で早出・残業申請を行い、承認を受けてから作業してください。時間外作業料金は無料ですが、極力時間内の作業に努めてください。

》 会期中の出展者入場可能時間

08:30~18:00 (初日は午前8時から入場可)



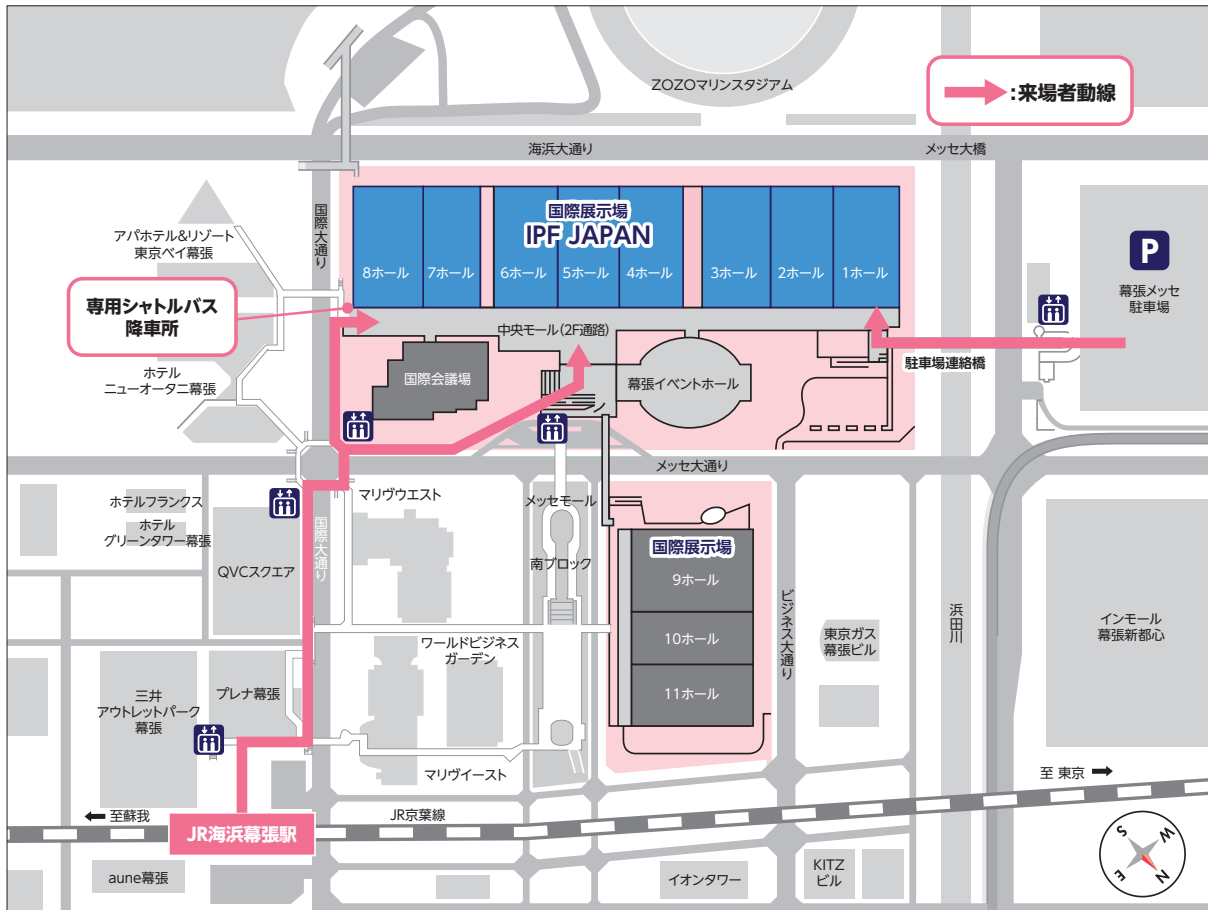
搬入・会期・搬出スケジュール



搬入期間・会期中の残業
 作業時刻がやむを得ず20時を過ぎる場合、または午前8時以前に行う場合は、必ず事前に会場事務局で早出・残業申請を行い、承認を受けてから作業してください。時間外作業料金は無料ですが、極力時間内の作業に努めてください。

3 会場

1 会場周辺図



サービス施設 (5ホール前中央モール)

》コンビニ

- 宅配便 (ヤマト)
- 食料、飲料
- コピー

》ATM (イオン銀行、セブン銀行)



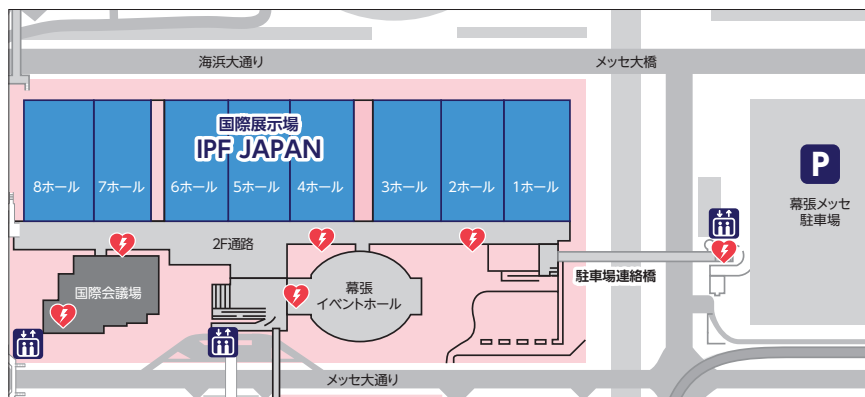
2 緊急時対応

展示ホールの外に避難が必要な場合は、会場事務局からの館内放送で指示します。

》大津波警報発令時

幕張メッセ2階通路へ避難してください。(海拔9.5m)

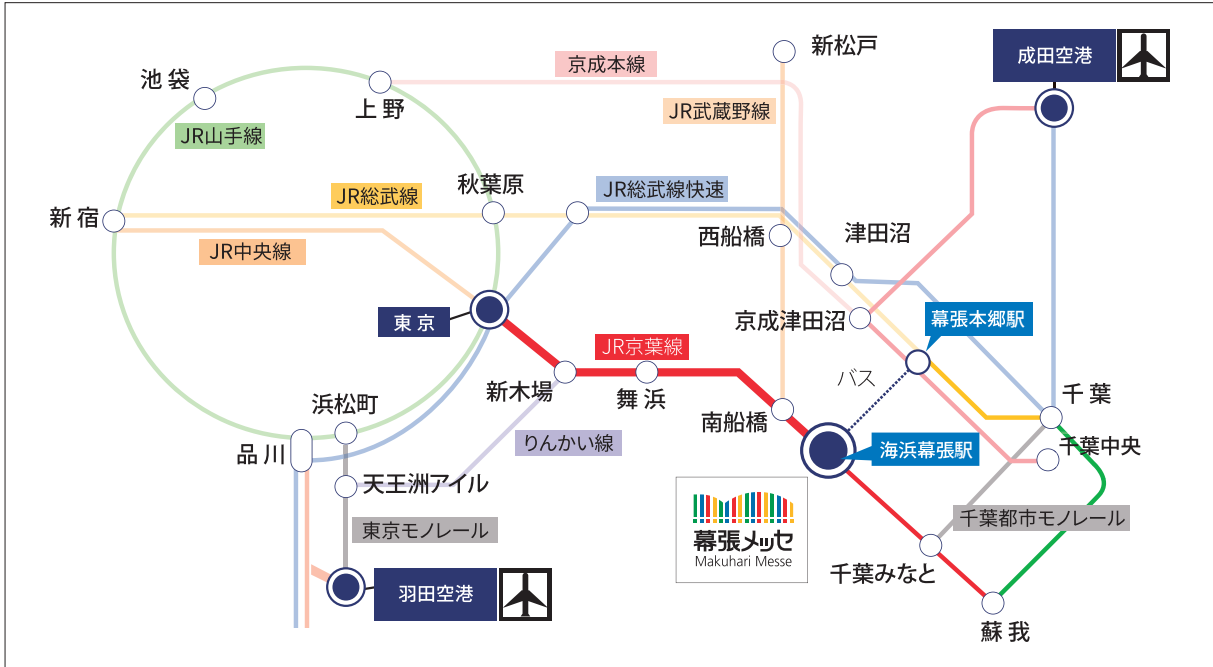
🚑 AED設置場所



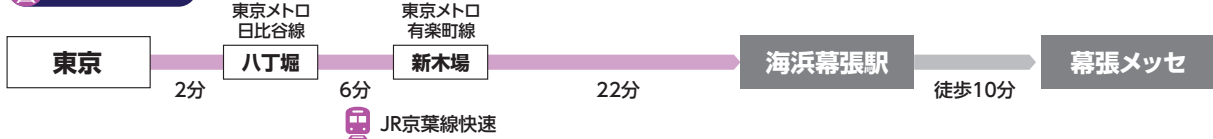


3 会場への交通案内

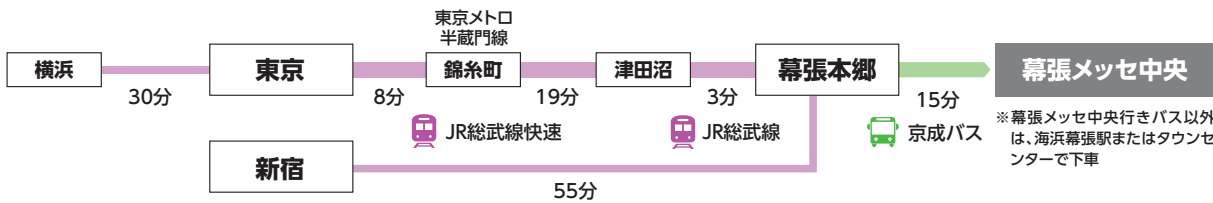
電車



京葉線経由



横須賀線・総武線経由 (幕張本郷駅～路線バス/専用シャトルバス)

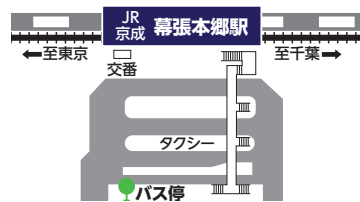


専用シャトルバス

幕張本郷駅 始発 09:05 会期前日(11月30日)から会期最終日(12月5日)まで運行
終発 15:50(最終日 11:55) 幕張本郷駅←→幕張メッセ間を直通運転

幕張メッセ 始発 11:45(最終日 12:00)
終発 17:40(最終日 14:50)

※10～15分間隔で運行



¥ 料金 無料

幕張本郷駅 バス乗り場
約15分
幕張メッセ
降車/8ホール前 乗車/1ホール前

空港発着リムジンバス

¥ 料金 大人 1,500円

¥ 料金 大人 1,200円

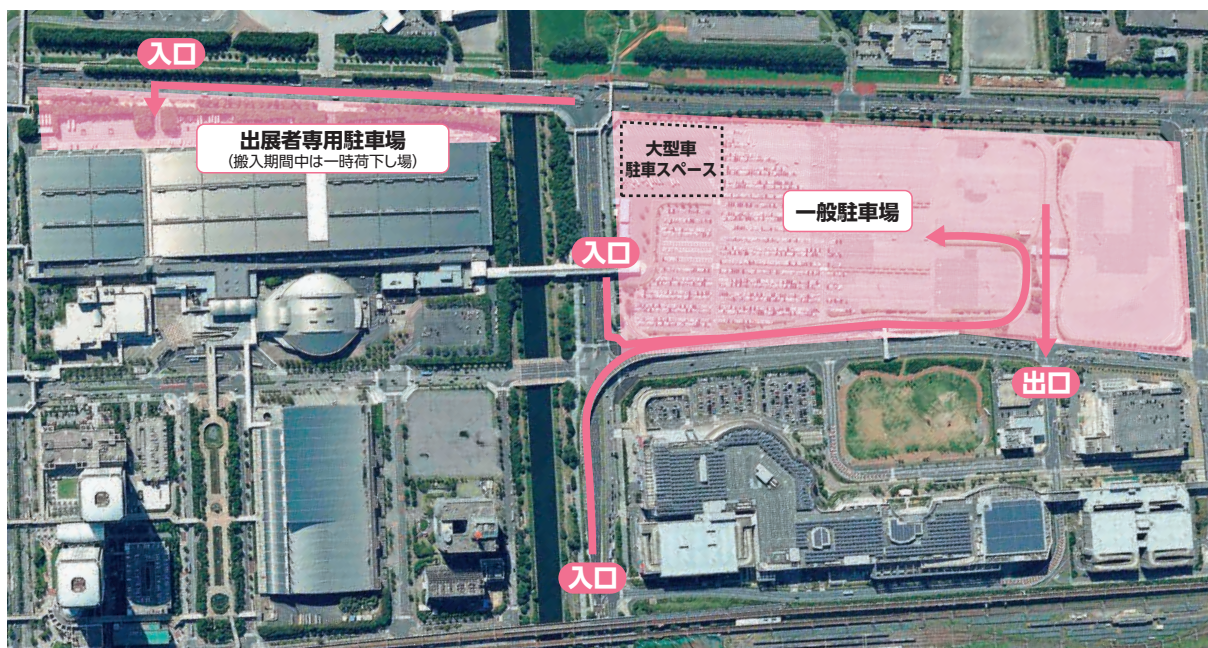
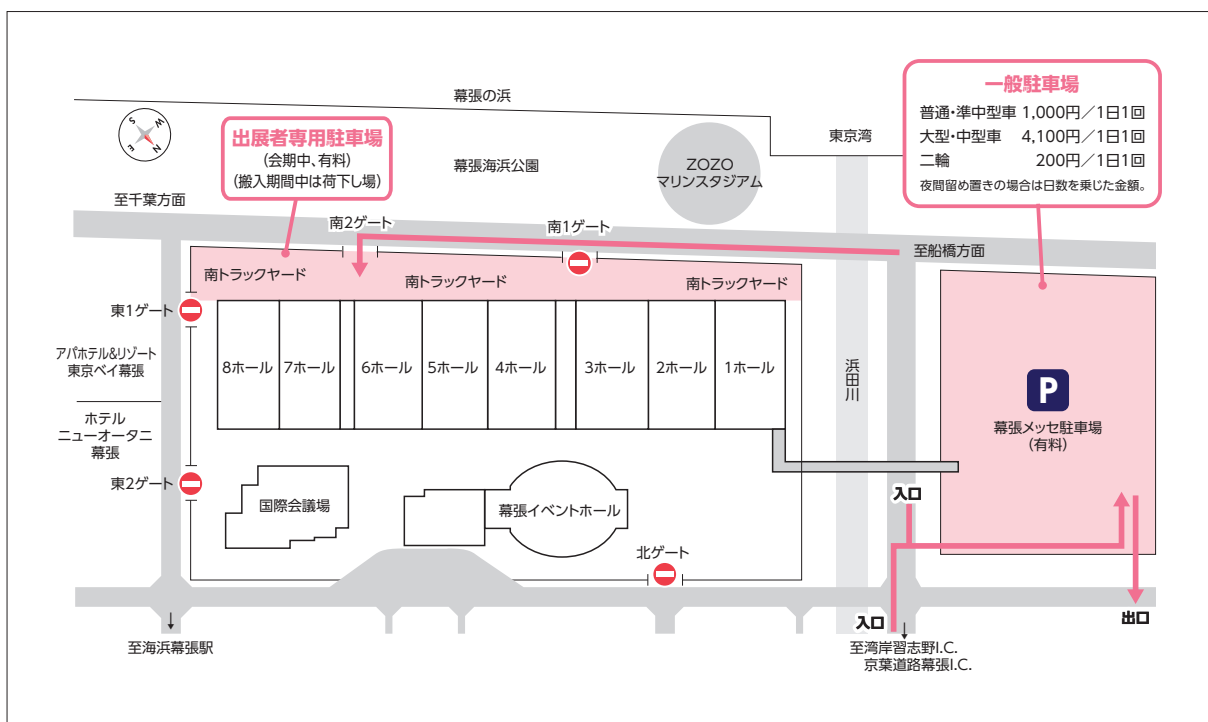


※最新の運行スケジュールは各バス会社ホームページで確認してください。

Section I 概要・スケジュール

4 駐車場

- 》 搬入期間中は、展示ホール南側のトラックヤードに一時駐停車できます（台数に制限があります）。
「搬入出車両証」の掲示が必要です。
- 》 会期中は、一般駐車場に駐車してください（事前のお申し込みにより、出展者専用駐車場（有料）を利用することができます）。
- 》 搬出期間中は、p.21 **2 搬出方法** を参照してください。



1 一般駐車場

	営業時間	料金	問い合わせ先
幕張メッセ駐車場	08:00 ~ 23:00 (入庫は21時まで)	¥1,000/1日1回(普通・準中型) 大型・中型¥4,100、二輪 ¥200	幕張メッセ駐車場管理センター TEL : 043-296-0766

2 搬入出期間中の駐車スペース

搬入期間中(11月27日~30日)は、展示ホール南側のトラックヤード(南広場)に荷物の積み降ろしのための一時駐車をすることができます。

事前の申請は不要ですが、「搬入出車両証」の掲示が必要です。進入方法、経路等はp.16-18の「搬入要領」を参照してください。

搬出期間中(12月5日~6日)は、幕張メッセ敷地内への車両の進入に制限があります。p.20-23の「搬出要領」を参照してください。

3 会期中の駐車スペース

① 出展者専用駐車場(有料)

会期中(12月1日~5日)に限り、展示ホール南側のトラックヤード(南広場)を出展者専用駐車場とします。ご利用希望の出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。



- a. 料 金：¥22,000(税込)
- b. 期 間：12月1日(火)~5日(土)の5日間
- c. 利用可能車種：普通乗用車、ワゴン車、バンに限ります。(全長5,000mm×全幅2,000mm以下)(トラック等の大型車両は駐車できません。)
- d. 夜間留め置き：可能
- e. 入 退 出：一日に何回でも入退出できます。ただし会期最終日(12月5日)の入場は1回に限定します。(一度退出すると再入場できません。)

※駐車可能台数=200台。

収容台数に限りがあるため、お申し込みは先着順とさせていただきます。申込書を受領し次第、請求書をお送りします。駐車場料金の入金確認後、駐車券を会期前にお送りします。(11月上旬)

※駐車位置は指定されません。

任意の空きスペースに駐車していただけます。

② 成形品回収または送迎用の車両

実演のために大量に製造した成形品の回収用のパッカー車または送迎用バス等の車両は会期中にトラックヤード(南広場)に進入することが可能です。ただし、30分を超える駐車はできません。また、その場合は必ず事前に事務局に申請し、交付された専用の車両証を車両の所定の位置に掲示してください。

Section II 一般事項

1 一般規定・注意事項

- 》外国貨物を出展する際（消耗品含む）は、国内貨物にするか、ATAカルネを使用して通関してください。
- 》オーディオやスピーカー等の使用、実演による機械動作音については、音量規制に従ってください。

1 展示物

- ①展示物は、本展の開催趣旨、目的に沿った品目のみ展示できるものとします。
- ②主催者は、音量、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限することがあります。また、主催者の立場からみて、展示会の目的に合致しない展示物を禁止あるいは撤去することがあります。

▲注意

- ③外国貨物を出展する際は、所要の通関手続きをとり国内貨物にするか、ATAカルネを使用して通関のうえ出展するようにしてください。特に会場内で加工または消耗する展示物は必ず国内貨物にしてください。

2 出展物の管理と免責

主催者は会期中における出展物の管理・保安について、警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、正当な不可抗力原因による事故（天災、火災、盗難、紛失等）、または展示会が開催される土地建物に起因する事故に関しては、その損失および損害について責任を負いません。

3 事故防止と責任

- ①出展者は、出展物や装飾物の搬入出、展示、実演などにあたっては事故の防止につとめてください。
- ②主催者は、出展者の前記に関する行為について必要と認めた際には、事故発生防止のための処置を命じ、その作業の制限、または中止を求めることがあります。
- ③出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

4 事故および盗難予防

事故および盗難を未然に防ぐため、下記の予防措置を取ることをおすすめします。なお、小間内での盗難に関しては出展者が一切の責任を負うものとします。

- 開場時間内
 - a.カバン類は鍵をかけた倉庫に保管する。（置き引き被害が報告されています。）
- 閉場後
 - b.盗難のおそれのあるものは持ち帰るか、鍵をかけた倉庫に保管する。
 - c.展示台には白布をかけ商品が見えないようにする。
 - d.小間をチェーンやロープで囲い、進入を防ぐ。

5 保険

盗難保険、損害保険、賠償責任保険、財物毀損保険などの保険をかけることをおすすめします。

6 出展者の小間への常駐

出展者は、必ず搬入開始時より搬出完了までの出展者入場可能時間内には自社小間内に常駐し、出展物の管理、来場者の対応などにあってください。

7 実演および宣伝活動

- ①出展者は、自社の小間の外で実演、宣伝活動（チラシ配布、看板設置、貼り紙、誘導員を立たせる）などを行わないでください。
- ②出展者は、実演または宣伝活動等により小間近くの通路が混雑することのないようにしてください。
- ③そのほか、近隣の出展企業とトラブルにならないよう配慮してください。

8 音量規制

小間内のオーディオ、スピーカーまたは映像機器の音量は小間前面1メートルの位置から計測して80dB以下に制限します。

マイクを使用して商品説明をする場合も同様に上記の音量規制に従ってください。

機械装置の作動音については、一律の基準値を設定しませんが、展示実演により発生する過度の音量は緊急時の一斉放送の障害となるほか、他の出展者の迷惑となりますので、各社とも音量を極力おさえていただきますようお願いいたします。

近隣の出展者からクレームが寄せられた場合は実演時間の制限などをお願いする場合があります。予め対策を講じておくようお願いいたします。



9 写真撮影および模写

① 出展物の撮影等

当該出展者の許可なく出展物の撮影、模写、測定、型取り等を行うことはできません。

② 自社小間の撮影

撮影に際しては、一般来場者の妨げとならないようにしてください。また出展者入場可能時間外に撮影する場合は事前に事務局へ届け出てください。

③ 報道関係者の撮影

主催者が許可した報道関係者および主催者の撮影班には「プレスバッジ」および「腕章」を発行します。プレスバッジを着用したカメラマンの撮影にご協力をお願いします。

10 小間転売・転貸の禁止

出展者が主催者の許可なく、第三者に小間の転売または転貸を行うことを禁止します。

11 呼び出し放送の中止

外部からの呼び出しなどの場内放送は商談の妨げとなるため、会期中は原則として行いません。

ただし、搬入、搬出期間中の出展者等の呼び出しはいたします。

12 清掃

① 設営時に生じる角材、ベニヤ板、段ボール、プラスチック、電線等の廃材・梱包材等は出展者自身で処理してください。

② 小間内は、清掃用具をご用意のうえ、出展者自身で清掃してください。

③ 定められた期間を超えて、出展物、装飾資材等を会場内に残した場合は、主催者がこれを処分することがあります。この場合、その処分に要した費用は出展者の負担となります。

13 即売の禁止

主催者の許可なく、会場内で金銭の授受をとまなう即売をすることを禁止します。（書籍は例外）

14 諸経費の負担

① 電気、給排水、電話等の設備、飲食券などを必要とする出展者は、所定の用紙によりお申し込みのうえ、主催者および関係者の請求に基づき、それに要する料金をお支払いください。

② 展示、実演および搬入出作業など出展者の行為に関する費用、法令・規定・規則に基づく展示装飾等の改修費用、さらに出展物に付保した損害保険料などはすべて出展者の負担となります。

15 規定等の変更および追加

主催者は、やむを得ない事態が発生した場合、展示会の規定および規則を変更することがあります。規定および規則の変更・追加が生じた場合は速やかに出展者に通知します。

16 音楽・ビデオソフト等を使用される場合の著作権処理

展示会において、市販の録音物やビデオソフトを使用する場合、著作権法により著作権料を支払わなくてはならないことがあります。使用される出展者は事前に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本音楽著作権協会 <https://www.jasrac.or.jp>

2 出展者・来場者バッジ／搬入出車両証／案内状

- ≫ 会期中に展示ホール内へ入場する際には、出展者バッジを着用してください。搬入出期間中の出展者バッジの着用は不要です。
- ≫ 搬入～会期～搬出中の幕張メッセ敷地内への車両進入には、搬入出車両証の提示が必要です。
- ≫ 来場者向けの案内状を無料で配布します。

1 出展者バッジ／搬入出車両証について

事故および盗難防止のため、会期中の会場への入場の際には出展者バッジを着用してください。バッジを着用していない方の入場はお断りしますので、すべての関係者に徹底するようお願いいたします。

なお、搬入出期間中においては出展者バッジの着用は不要です。

小間数	出展者バッジ (発行上限枚数)	搬入出車両証 (コピー可)
1 小間	10 枚	5 枚
2 小間	15 枚	7 枚
3 小間	20 枚	9 枚
4 小間	25 枚	11 枚
6 小間	35 枚	15 枚
8 小間	45 枚	19 枚
9 小間	50 枚	21 枚
10 小間	55 枚	23 枚
12 小間	65 枚	27 枚
14 小間	75 枚	31 枚
15 小間	80 枚	33 枚
16 小間	85 枚	35 枚
18 小間	95 枚	39 枚
20 小間	105 枚	43 枚
...
50 小間	255 枚	50 枚
100 小間	505 枚	50 枚

① 出展者バッジ

規定枚数：1小間10枚、以降1小間ごとに5枚。

出展者専用ページから登録の上、プリントアウトが必要です。個人情報（氏名・会社名・部署名等）を含むQRコード付きのバッジを発行します。規定枚数以上の追加発行および現地会場での発行はできませんので、必ず事前登録とプリントアウトをお願いします。見学等で来場される社員の方は「公式webサイトからの来場者登録（無料）」をご利用ください。

② 搬入出車両証

規定枚数：1小間5枚、以降1小間ごとに2枚、上限50枚。

車両証は11月下旬頃までに出席担当者様宛に発送します。ウェブサイトからダウンロードしてプリントアウトしたものやコピーでも使用できます。また、車両証を持たない車両には、搬入期間中に幕張メッセ車両進入ゲートで手渡しします（無料）が、時間を要しますので事前にご用意ください。

2 来場者バッジについて

来場者が会期中に展示会場へ入場するためには来場者バッジの着用が必要です。来場者バッジは業種ごとに異なります。

〈出展者／来場者バッジイメージ〉

出展者バッジ／来場者バッジはA4サイズで出力して四つ折り(約105mm×148.5mm)し、会場で無料配布されるホルダーに入れて使用します。

【参考】出展者バッジ(IPF Japan 2023版)

1. こちらの入場証をA4用紙にカラー印刷していただき4つ折りの上、ご来場ください。
2. 入場証のコピーや複製は厳禁しております。
当日会場においてもコピーや複製による入場証を利用することはできません。
1. Please print this Admission Pass in color, A4 size. Please fold the pass in quarto, and bring it with you.
2. You must not copy this Admission Pass. You can not enter by using a copied Admission Pass.

入場証の使い方
How to Use the Admission Pass

1 入場証を2つに折ります (Fold in half)
2 さらに2つに折ります (Fold again)
3 ケースに入れて使います (Put it in a case at the venue)

会場にて At the venue

専従本館駅から専用の無料バスを毎日運行
Free Shuttle Bus
Makuhari Hongo Station ▶ Makuhari Messe
First bus 9:00 Last bus 17:00 (Sat, Dec.)
最終本館駅 発着9:00 最終17:10 (最終日14:40)
最終メッセ 発着9:25 最終17:35 (最終日15:05)
10分間隔で運行
The bus departs approx. every 10 min.

IPF Japan 2023
国際プラスチックフェア
www.ipfjapan.jp

2023 11.28(水) - 12.2(木)
10:00 - 17:00 (最終日16:00)
会場/常設メッセ1-8ホール

Nov.28(水) - Dec.2(木) 2023
10:00 - 17:00 (Last day 16:00)
Venue: Makuhari Messe, Hall 1-8

各種セミナー、出展者プレゼンテーション、企業展
様々な体験は公式ウェブサイトをご覧ください。
Numerous events will also be available, such as
lectures, seminars, sponsored exhibitions,
and other activities, etc.
For more information, please visit the official website.

IPF Japan 2023

出展者 Exhibitor

2315000001

IPF製作所
IPF Manufacturing

IPF 太郎
Taro IPF

IPF Japan 2023

出展者 Exhibitor

2315000001

IPF製作所
IPF Manufacturing

IPF 太郎
Taro IPF

【参考】来場者バッジ(IPF Japan 2023版)

1. こちらの入場証をA4用紙にカラー印刷していただき4つ折りの上、ご来場ください。
2. 入場証のコピーや複製は厳禁しております。
当日会場においてもコピーや複製による入場証を利用することはできません。
1. Please print this Admission Pass in color, A4 size. Please fold the pass in quarto, and bring it with you.
2. You must not copy this Admission Pass. You can not enter by using a copied Admission Pass.

入場証の使い方
How to Use the Admission Pass

1 入場証を2つに折ります (Fold in half)
2 さらに2つに折ります (Fold again)
3 ケースに入れて使います (Put it in a case at the venue)

会場にて At the venue

専従本館駅から専用の無料バスを毎日運行
Free Shuttle Bus
Makuhari Hongo Station ▶ Makuhari Messe
First bus 9:00 Last bus 17:00 (Sat, Dec.)
最終本館駅 発着9:00 最終17:10 (最終日14:40)
最終メッセ 発着9:25 最終17:35 (最終日15:05)
10分間隔で運行
The bus departs approx. every 10 min.

IPF Japan 2023
国際プラスチックフェア
www.ipfjapan.jp

2023 11.28(水) - 12.2(木)
10:00 - 17:00 (最終日16:00)
会場/常設メッセ1-8ホール

Nov.28(水) - Dec.2(木) 2023
10:00 - 17:00 (Last day 16:00)
Venue: Makuhari Messe, Hall 1-8

各種セミナー、出展者プレゼンテーション、企業展
様々な体験は公式ウェブサイトをご覧ください。
Numerous events will also be available, such as
lectures, seminars, sponsored exhibitions,
and other activities, etc.
For more information, please visit the official website.

IPF Japan 2023

来場者 Visitor

国内/Japan 2315000001

成形加工／二次加工業
Polymer Molding /
Secondary Processing

IPF製作所
IPF Manufacturing

IPF 太郎
Taro IPF

IPF Japan 2023

来場者 Visitor

国内/Japan 2315000001

成形加工／二次加工業
Polymer Molding /
Secondary Processing

IPF製作所
IPF Manufacturing

IPF 太郎
Taro IPF

3 案内状について

出展者への初回発送は8月上旬を予定しています。

出展者には案内状を無料で配布します。必要枚数を所定の用紙にてお申し込みください。なお、共同出展者を伴う出展者については、代表出展者（小間の申し込みを行った会社）に一括して送付します。

▲注意

招待するお客様には、会期前に公式webサイトから事前登録と来場者バッジのプリントアウトをしていただくよう周知してください。「案内状」を会場に持参した場合でも、公式webサイトから登録をお願いすることになりますので、入場までかなりの時間がかかってしまう見込みです。

- 》案内状セット：封筒 + 紙の案内状
- 》サイズ：市販の長3封筒へ封入可能なサイズ
- 》本封筒をそのまま郵送に使う場合は、封筒裏面に貴社名と住所を入れてください。

〈案内状イメージ〉

》前回 (IPF Japan 2023) 版規格

案内状：205mm (W) × 95mm (H) ※折りたたみ時

封筒：220mm (W) × 110mm (H)

※IPF Japan 2026 でも同様の規格とする予定です。

4 海外向け案内状の申し込み

海外からの来場者を誘致するため、海外向け案内状（英語）を作成します。配布を希望する出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

Section III

出展物の搬入・搬出

南トラックヤード(南広場)

11月27日(金)	00:00	オープン
11月30日(月)	24:00まで	出展者専用駐車場申込者を除き駐車車両退去
12月01日(火)～5日(土)		出展者専用駐車場申込者のみ利用可
12月05日(土)	15:00	車両進入制限開始(進入はLプロック経由必須)
	21:00	車両進入制限解除
12月06日(日)	12:00	クローズ

搬入出車両 経路/駐車/各種制限 まとめ

車両動線



各エリアの車両進入制限

搬入期間

11月30日に展示ホール内へ進入する車両は4t以下/同日12時以降は展示ホール内に進入禁止

会期(12月1日～5日 16時00分まで)

展示ホール内: 進入禁止

南トラックヤード: 一時進入は30分以内に退去/駐車禁止(申込者のみ専用駐車場利用可)

搬出期間(12月5日 16時00分から)

展示ホール内: 17時30分頃まで進入禁止

南トラックヤード: 車両待機所(Lプロック)を経由(5日(土)21時まで)

1 搬入要領

- 》小間数に応じて、搬入開始日時が異なります。
- 》所定の作業時間帯（8:00～20:00）を過ぎる場合には、残業申請を行ってください。
- 》搬入期間中の幕張メッセ敷地内への車両進入には、「搬入出車両証」が必要です。
- 》搬入期間中、出展者バッジの着用は不要です。

1 搬入日時

p.5のスケジュールをご参照ください。

①時差搬入

搬入時の混雑を避けるため、出展小間数による時差搬入を行います。

②時間外作業

作業時刻がやむを得ず20時を過ぎる場合、または午前8時以前に行う場合は、必ず事前に会場事務局で早出・残業申請を行い、承認を受けてから作業してください。時間外作業料金は無料ですが、極力時間内の作業に努めてください。

③機器調整日

11月30日(月) 昼12時から、展示ホール内への車両乗り入れは不可となります。

2 搬入方法

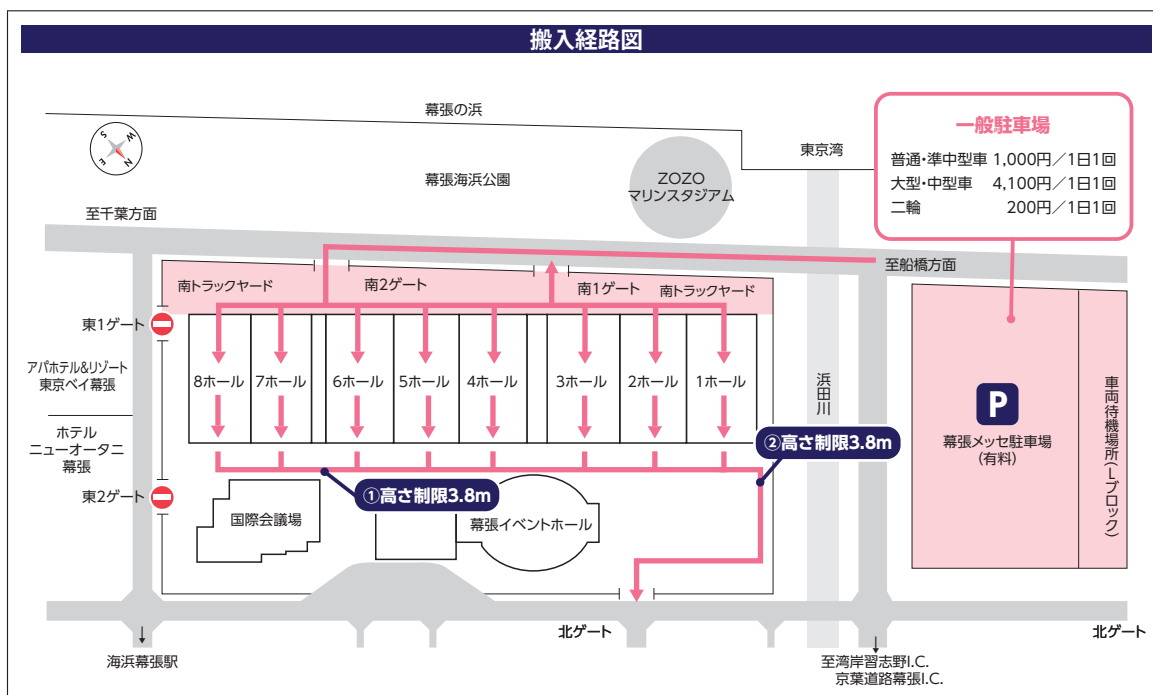
- ①搬入出期間中、出展者バッジの着用は不要です。
- ②「搬入出車両証」を車に掲示してください。「搬入出車両証」は11月上旬頃までに配布します（p.12参照）。必要事項を明記のうえ、搬入出車両のフロントガラスに掲示し、警備員にわかるようにしてください。
※「搬入出車両証」が不足した場合は、コピーしたものを使用できます。また、車両証を持たない車両であっても搬入出ゲートで出展者または出展者委託業者による搬入と認めた場合には車両証をお渡します（追加無料）が、時間を要しますので事前にご用意ください。
- ③運送業者へ委託する場合は、搬入物に次の事項を明記するよう指示してください。

発送伝票記入例

住 所：〒261-8550
千葉市美浜区中瀬2-1
館 名：幕張メッセ 国際展示場 ○ホール
展 示 会 名：「IPF Japan」
出 展 者 名：○○○○○ (株)
ブ ー ス No.：○○○○○
担 当 者：幕張 太郎
携 帯 T E L：090-○○○○-○○○○

3 搬入経路

搬入日(11月27日~30日)の搬入経路は図のコースをとってください。



- 展示ホールへの進入は南2ゲートを使用してください。
- 南1ゲートは退出に限定します。
- 展示ホールからの退出は原則として北ゲートを使用してください。
- 展示ホール内は一方通行です。
- 搬入最終日(11月30日)の昼12時を過ぎると、展示ホール内への車両進入はできません。南トラックヤードからの台車および手運びによる搬入は可能です。
- 以下地点では、通行車両の高さに制限があります。
 - ① 7ホールと国際会議場の連絡橋の下：3.8m
 - ② 1ホールから駐車場への連絡橋の下：3.8m
 - ③ 搬入出口：5.6m

車両高さ制限-1

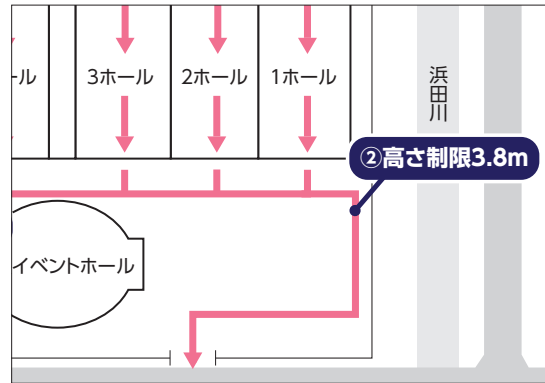
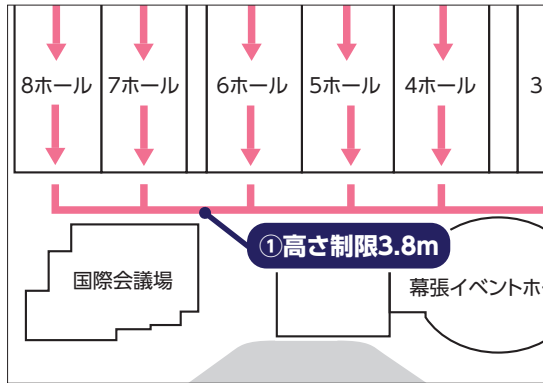


搬入出口

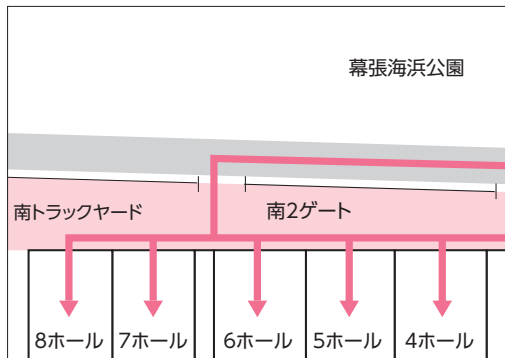


搬入出口 開放時

車両高さ制限-2



南トラックヤード入口(南2ゲート)



2 会期中の搬入出要領

- 》会期中は、原則として車両による搬入出はできません。
- 》会期中、やむを得ない理由で南トラックヤードに進入する車両は、**30分以内に退去**してください。

1 会期中は、原則として車両による搬入出はできません。

出展物の調整、カタログ、資材等の補充などでやむを得ず会期中に車両を使用して搬入出を行う場合は、車両をトラックヤードに停車して速やかに荷下ろしを行い、直ちに退出してください(30分以内)。

〈出展者のホール内入場可能時間 8:30~18:00 (初日は午前8時から入場可)〉

〈会期中のトラックヤードへの車両進入について〉

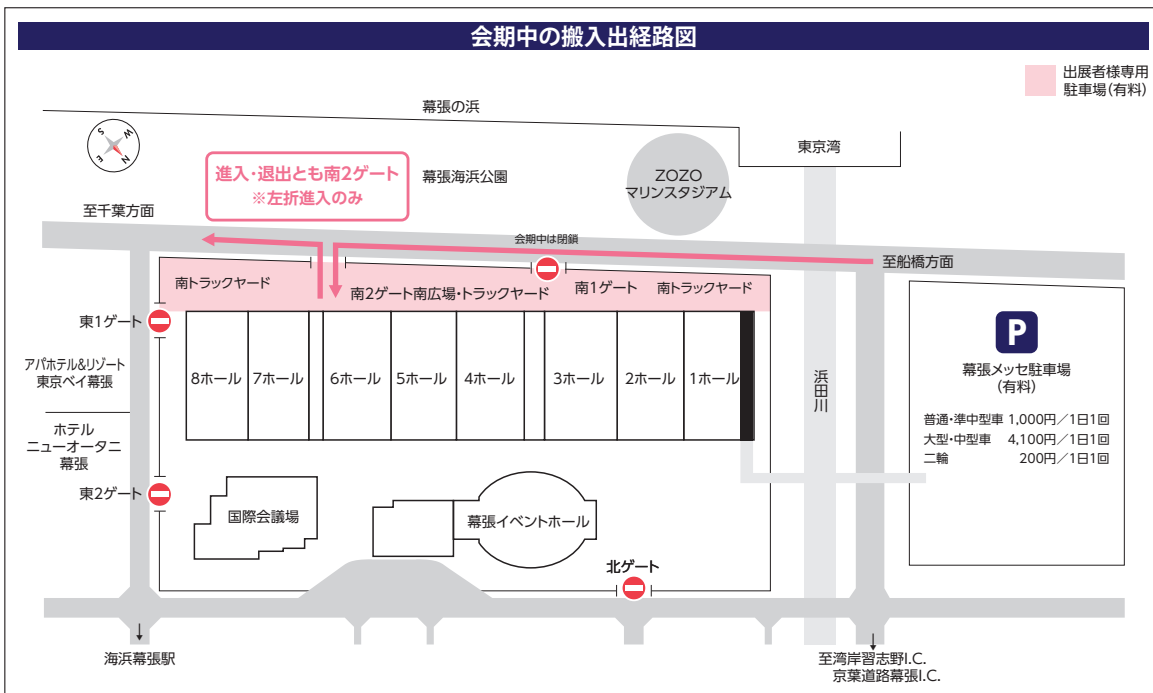
- ①「出展者専用駐車場」を申し込んだ出展者
 - 会期中、車両を南トラックヤードに駐車することができます。有料：5日間で22,000円(税込)
- ② ①以外の出展者
 - カタログ等搬入のための車両進入はできますが、**30分以内に退出**してください。30分を過ぎても退出しない場合は、退出管理料として22,000円(1日あたり)を徴収します。進入時に名刺を1枚いただきます。

※出展者専用駐車場については、p.9をご参照ください。

2 会期中、展示ホール内への車両乗り入れはできません。

開場時間(10:00~17:00)中は手運びで搬入してください。開場時間外は台車を使った搬入も認めます。

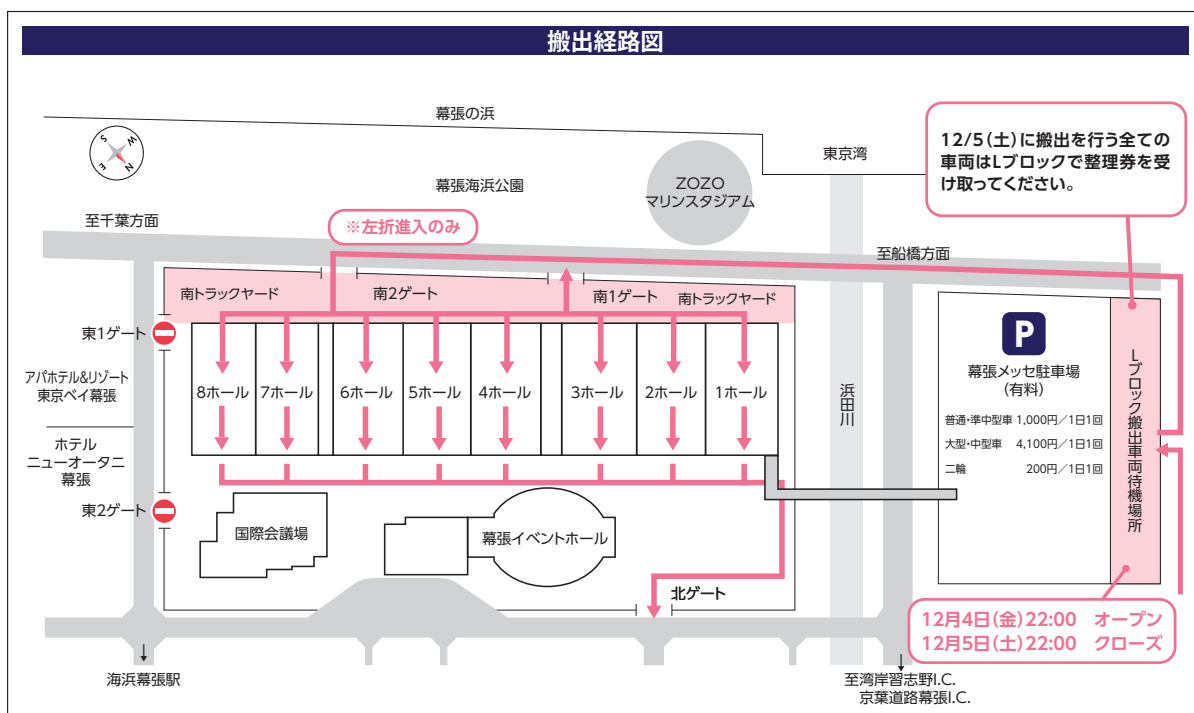
3 会期中の搬入出経路は下図のコースをとってください。



出展物の搬入・搬出

3 搬出要領

- 》12月5日(土)の即日搬出時、搬出車両待機場所(Lブロック)で整理券を受けとっていない車両は幕張メッセ敷地内へ進入できません。
- 》Lブロックは、12月4日(金)の22時にオープンします。
- 》12月5日(土)の21時以降は、Lブロックを経由せず直接南2ゲートへ向かってください。



- 展示ホールへの進入は南2ゲートを使用してください。
- 南1ゲートは退用に限定します。
- 展示ホールからの退出は原則として北ゲートを使用してください。
- 展示ホール内は一方通行です。



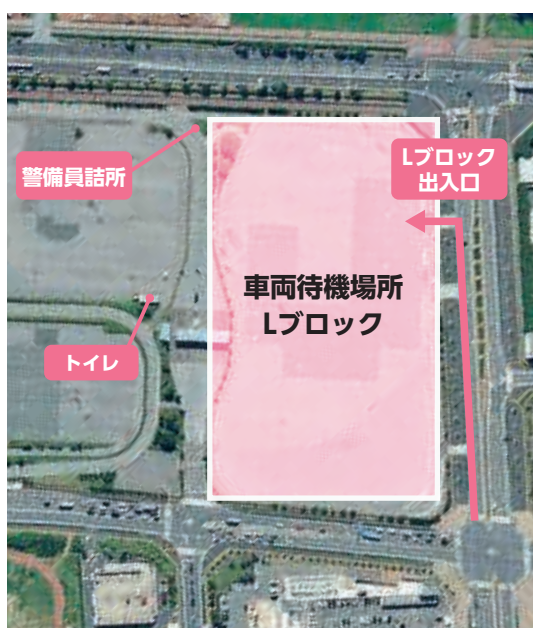
1 搬出日時

12月5日(土) 16:00~17:30頃 手運び・台車による搬出(車両は展示ホール内に進入できません。)
 17:30頃~22:00 即日搬出
 12月6日(日) 08:00~12:00 大型機械搬出

2 搬出方法

搬出日は相当な混雑が予想されます。必ず警備員の誘導に従って搬出してください。詳細スケジュールおよび車両待機場所については事前にご案内するとともに、会期中に各ホール出入口および会場事務局に掲示します。

- ①搬出期間中、出展者バッジの着用は不要です。
- ②即日搬出を行う車両は、指定の場所に順番に待機してください。
 - a.12月4日(金)22時から、車両待機所(Lブロック)入口で警備員が待機位置に誘導します。
 ※Lブロックで待機中の車両には、整理券をお渡しします。指定の待機位置に駐車していなかった場合は、会場への進入の順番が最後になります。十分に注意してください。また混乱を避けるため警備員の指示には必ず従ってください。
 - b.即日搬出の際には会場周辺の混雑を緩和するため、可能な限り多くの車両を会場敷地内へ誘導します。このため、搬入出口から遠い北側(来場者出入口から見て1列目から5列目の小間)に配置されている出展者の車両乗り入れを優先します。
 ※該当する出展者に対し「優先搬出車両証」を発行します。(1出展者1枚、追加および再発行不可。発送は11月上旬頃)。待機スペースの都合上、優先搬出車両は4t以下の車両に限定します。
- ③12月5日(土)の21時以降(12月6日(日)の搬出も同様)、搬出車両を会場敷地内へ進入させる場合には、Lブロックを経由せずに直接南2ゲートへ向かってください。南2ゲート入口で警備員が誘導します。
- ④搬出車両は「搬入出車両証」をフロントガラスに掲示してください。あらかじめ事務局が配布した「搬入出車両証」に小間番号、会社名を明記のうえ、必ず搬出車両のフロントガラスに掲示し、警備員にわかるようにしてください。



大型機械の搬出について

12月5日(土)の即日搬出日は、搬出車両が集中するため相当な混雑が予想されます。
 大型のクレーン、トラック等を必要とする出展物についてはできる限り12月6日(日)に作業をお願いします。

3 注意事項

- ①即日搬出日(12月5日)の会期終了時から車両受け入れ準備が整うまで(17時30分頃見込み)は、搬出車両の展示ホール内への進入はできません(状況により前倒し、遅延の可能性あり)。この時間帯は、電気と水道およびエアの供給停止と通路上の配管撤去を行いますので、手運び・台車による搬出、梱包などを行ってください。
- ②搬出終了時まで、必ず出展者が立ち会ってください。
搬出時は盗難・破損・怪我などの事故が起こりやすいため、必ず出展企業の責任者が立ち会ってください。
- ③開催終了時は、十分に盗難および事故防止に努めてください。
開催終了後は相当な混雑が予想されます。貴重品や紛失および破損しやすいものは、閉会后、直ちに搬出するか荷造り、梱包して盗難および事故防止に努めてください。
※貴重品、パソコン、各種データ、AV機器などは、即日搬出してください。
- ④出展物・装飾資材などは会場内に残さないでください。
定められた期間を超えて出展物および装飾資材などを会場に残した場合、主催者は任意にこれを処分します。その処分に要した費用は、出展者の負担となりますのでご注意ください。
- ⑤搬出を社外の運送業者に委託する場合は、本マニュアルの規定を周知徹底してください。
- ⑥梱包資材の一時預かりとブースへの配達を指定業者にて承ります。詳細は指定業者にお問い合わせください。
なお「自社ブースに17時30分ちょうどに来て欲しい。」などの到着時間指定は困難であるとうご理解ください。
(かえって搬出終了を遅らせる原因になります。)
- ⑦Lブロックで整理券を受け取っていない車両は南トラックヤードに進入できません。(12月2日21時以降は整理券不要)
- ⑧Lブロックで整理券を受け取った車両は、警備員の誘導に従ってLブロック内に駐車してください。駐車後に車両から離れることは可能ですが、所定の時刻(12月5日(土)の17時目安、状況により前倒しおよび遅延の可能性あり)には車両を移動できるように準備してください。

4 搬入・搬出作業の斡旋

搬入出作業の円滑化を図るため、フォークリフト、クレーン等のオペレーションを行う荷役業者を常駐させます。利用を希望する出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。フォークリフト、クレーン等の機材のみの貸し出しは行いません。

5 搬入・搬出の手続き

1 搬入出計画の届け出

出展者は、搬入・搬出の計画を所定の用紙にて届け出てください。

2 作業日時の調整

搬入出作業については、重量物の据付・撤去や搬入出スケジュールの調整のため、出展者の希望日時を調整させていただく場合があります。

3 注意事項

- ①搬入出にあたっては他の出展者の作業に迷惑がかからないよう十分に注意してください。
- ②搬入物を受け取る際は、必ず自社小間内に担当者を常駐させてください。
主催者では、搬入物の代理受領や一時保管などは一切行いません。搬入中、小間内に出展者が不在の場合は、荷物を輸送業者に持ち帰ってもらうことがあります。
- ③搬入物の開梱・梱包作業は自社の小間内で行ってください。
- ④空き容器、空き箱などは、原則として自社で保管・管理してください。
通路上に放置してある物品は、主催者清掃業者が廃品として処理することがありますのでご注意ください。
空き容器・空き箱などの保管を希望される場合は、所定の用紙にてお申し込みください。
- ⑤搬入出車両1台あたりの総重量は、30tまでとしてください。
出展物を積載した搬入出車両1台の総重量が30tを超える場合は、進入通路に鉄板などによる養生措置が必要となりますので、必ず主催者まで届け出てください(p.36-41参照)。
- ⑥搬入・搬出時は、油もれがあると非常に危険ですので、十分に注意してください。

6 外国貨物の取扱い

外国貨物とは日本以外の地域で生産または製造されたもので、まだ輸入通関手続きを完了していないものを示します。本展において、外国貨物を展示するためには、輸入通関手続きを行って国内貨物にするか、ATAカルネの手続きをすることが必要です。

① 小間位置

小間位置は出展規模、出展製品、実演の有無、申し込み順等を考慮して主催者が決定します。

また、主催者は入場者整理の都合上、あるいは展示効果向上のために小間図面を変更し、それに関連して小間を再配置する権利を有します。ただし主催者が必要と認める場合以外にはそのような変更は行われず、また変更が必要な場合は、出展者にその旨を通知するものとします。

なお、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求はできません。

② 展示装飾の共通制限

展示装飾については、全体的に規格を統一して美観を保つとともに、出展物が効果的に展示されるよう全出展者に共通の制限を設けます。施工作业および実演等の実施にあたっては、本セクションを遵守してください。

万一この規則の趣旨に合わないものと主催者が認めた場合には、工事の変更、中止、改修、撤去を行っていただきます。また、出展物等の展示装飾の作業は、必ず自社小間内で行ってください。

③ 基礎パネル（主催者による仕切り壁設営）

2社以上の出展者が隣接する場合、基礎パネル(サイドパネル、バックパネル)を主催者の負担において施工します。基礎パネルは「オクタノルム」を使用します。

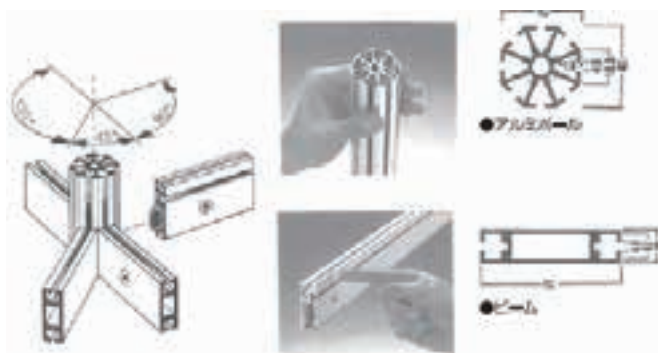
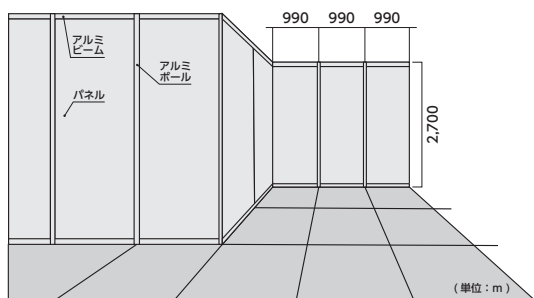
ただし、独立小間については墨出しのみとなります。

1 小間の規格

- ①基礎パネルは、塩ビパネル板(厚さ4mm)とアルミポール、アルミビームで構成されています。
- ②パネル板は、両面白色仕上げです。オプションによるカラー工事が可能です。【有料】
- ③約1m毎にアルミポール(柱)が入ります。
- ④基礎パネルのパネル板・ポール・ビーム等は、装飾・切断・釘打ち・穴あけ・接着剤の使用・壁紙の貼り付けなどの加工はできません。

※説明パネルの取り付けには、両面テープ、マジックテープ、チェーンフックをご利用ください。

※装飾上、穴あけ等をせざるを得ない場合は、事前にご相談ください。ただし、破損の度合いにより別途実費を請求します。

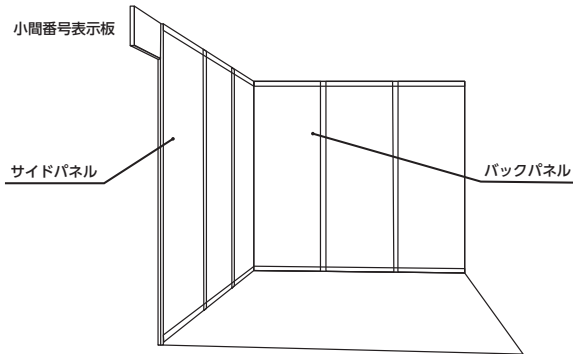


2 小間の種類

①標準小間

1小間の寸法は、間口2,970mm×奥行き2,970mm×高さ2,700mmです(パネルの芯々寸法)。

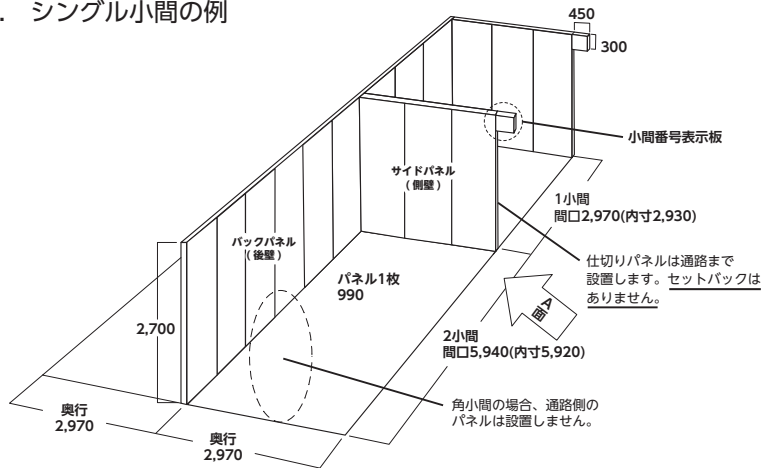
他社小間と隣接しない12小間以上の場合(独立小間)、1小間の寸法は、間口3,000mm×奥行き3,000mmです。



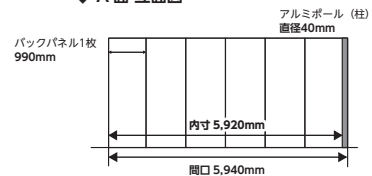
※1小間(角小間のイメージ)

※カーペットはオプションです。

a. シングル小間の例



◆ A面 立面図

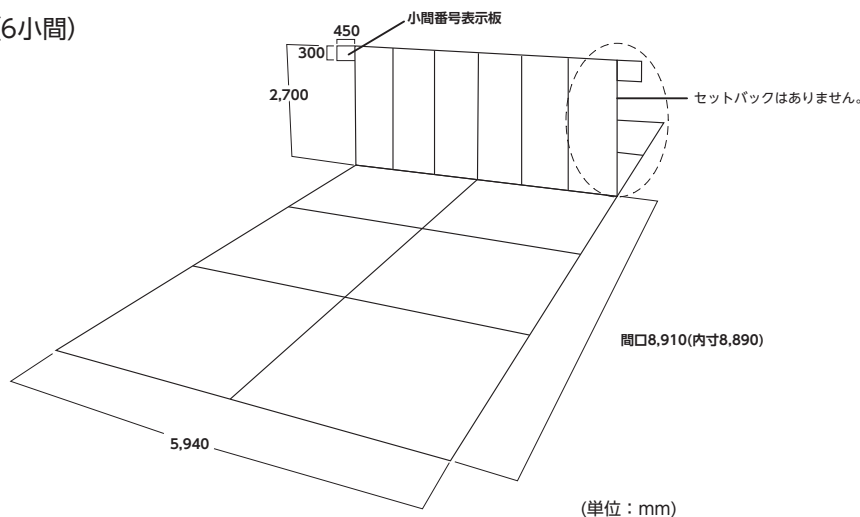


※例) 2小間の場合

左図および上図のように角小間でアルミポールが立たない角がある場合、その角に接する解放面の内寸は長辺 5,920mm、短辺 2,950mm。
パッケージブースを利用するときなど、全ての角にアルミポールが立つ場合の内寸は長辺 5,900mm、短辺 2,930mm。
いずれの場合も間口は芯々寸法で長辺 5,940mm、短辺 2,970mm。

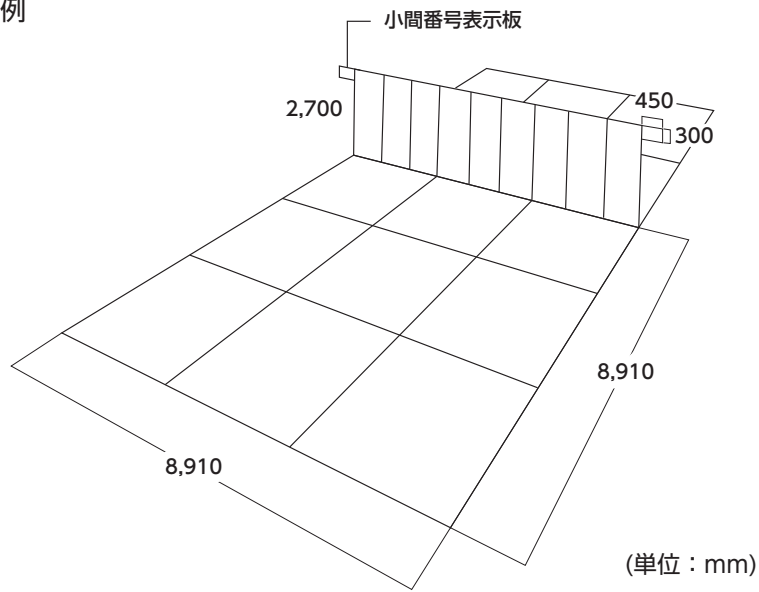
(単位：mm)

b. ダブル小間の例 (6小間)

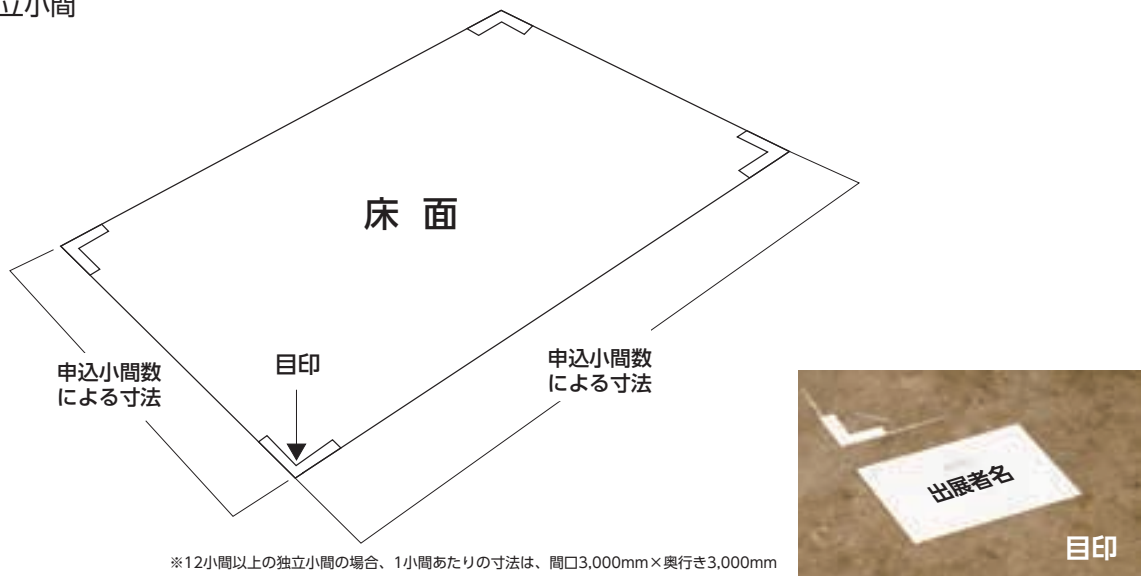


(単位：mm)

c. トリプル小間の例
(9小間)



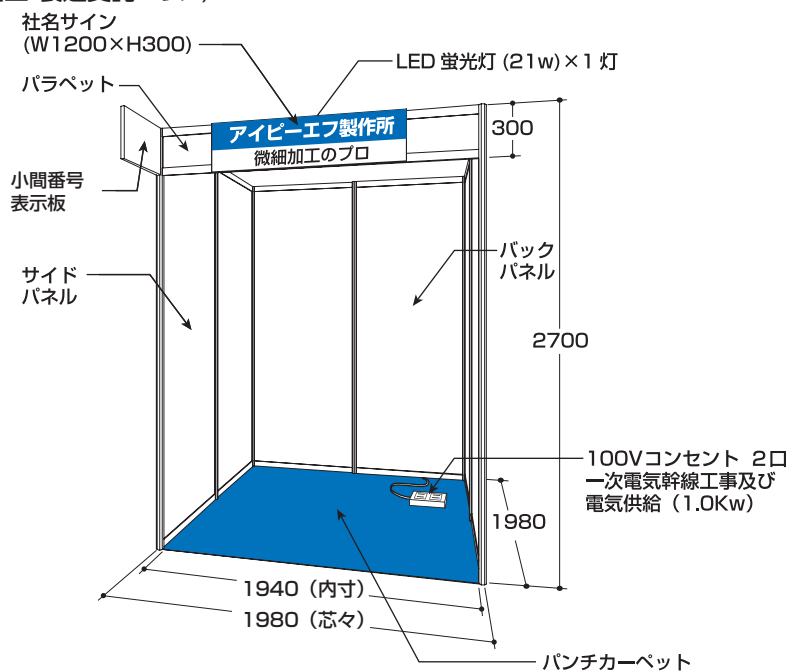
d. 独立小間



ダブル小間の例(※カーペットはオプションです。)

〈受託加工業者専用小間〉

(プラ&ゴム試作・加工・製造受託エリア)

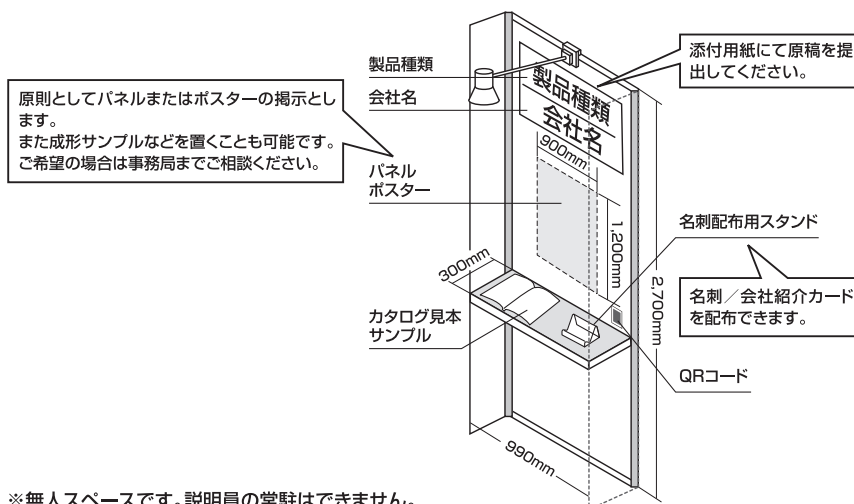


※角小間の場合、通路側のパネルは設置しません。(単位：mm)



〈ポスタースタンド〉

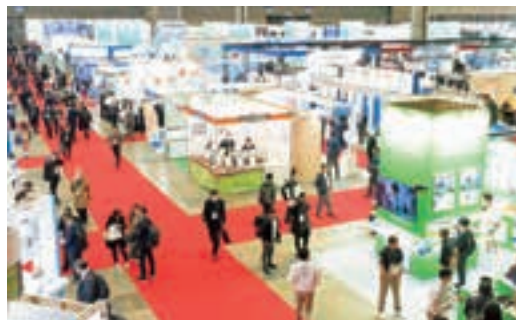
ポスター掲示・カタログ配布スタンド



※無人スペースです。説明員の常駐はできません。

4 主催者による装飾

主催者が敷設する通路カーペットは赤色です。



5 出展者によるブース装飾

1 ブース装飾の施工業者選定

出展ブースの装飾については、出展者が業者を選定し施工してください。装飾業者の紹介を希望される出展者には主催者が斡旋します。

2 業者への規定周知

出展者は、必ず施工業者が規定を理解したうえでブースの設計、施工を行うよう指導および管理してください。このマニュアルは公式webサイトからダウンロードすることもできます。

<https://www.ipfjapan.jp/users/#manual>

いかなる理由があっても規定違反の装飾は認められません。会場で発見した場合は、その場で改修または撤去していただきます。

▲ 注意

過去の全ての開催回において、装飾規定違反が発生しています。壁の取り壊しや看板の切断を行うなどの改修が必要となり、出展者、装飾施工業者ともに大きな負担になります。大手の装飾施工業者に発注した場合であってもこのようなケースが発生していますので、十分にご注意ください。

6 出展物の高さ制限

出展物に高さの制限はありません。ただし、出展物本体の高さが4.0mを超える際は、消防設備との兼ね合いにより設置場所を制限することがあります。予め主催者に図面を提出の上、ご相談ください。

※搬入口の高さは5.6mです。(トラックの荷台の高さ+出展物の高さ)が5.6mを超えるものは搬入できません。

7 装飾規定

- 》 装飾物(トラスを含む)の高さは2.7mまで。
特定の条件下では最大5.0mまで装飾することができますが、事前の届出が必要です。
- 》 小間の境界から1.0m以内の範囲は全面壁禁止。
特定の条件下では全面壁を造作することができますが、事前の届出が必要です。
- 》 会場の通路にはみ出す外開き扉の設置は禁止。

1 装飾物(旗、ノボリ、バルーン、柱、壁、看板等)の高さ規定

原則として、装飾物(トラスを含む)の高さは2.7mを上限とします。他の出展者の小間に隣接する出展物については、迷惑がかからないよう事前に出展者同士で打ち合わせをしてください。

装飾物とは、旗・ノボリ・バルーン・柱・壁・看板・トラスなど、出展物を除くすべての造作物を指します。

2.7mを超える装飾を希望する出展者は、設計や企画の時点で設計図を主催者に提出し、承認を得てください。

この場合、装飾物の高さは、隣接小間との境界から自社小間内側に1.0m入った位置からは4.0mの高さまで造作することを認めます。また、いずれかの面が通路に面する場合、通路側はセットバックなく4.0mの高さまで造作することを認めます。

さらに主催者が小間図面上で示した通路または隣接小間から自社小間内側に2.0m入った位置からは5.0mの高さまで造作することを認めます。なお、背面側が展示ホールの壁に面する、かつ壁との間に主催者が小間図面上で示した通路がない場合、壁側はセットバックなく5.0mの高さまで造作することを認めます。

いずれの場合においても、小間の角を形成する面と面でセットバックの条件が異なるとき、その角部分では、高さが低い方の制限を優先して適用します。

建物の構造上、小間位置によっては造作物の高さに制限があります。2.7mを超える装飾を希望する出展者は、必ず事前に主催者の承認を得てください。

なお、隣接小間が以下の場合であっても、2.7mを超える装飾を行う場合にはセットバックが必要です。

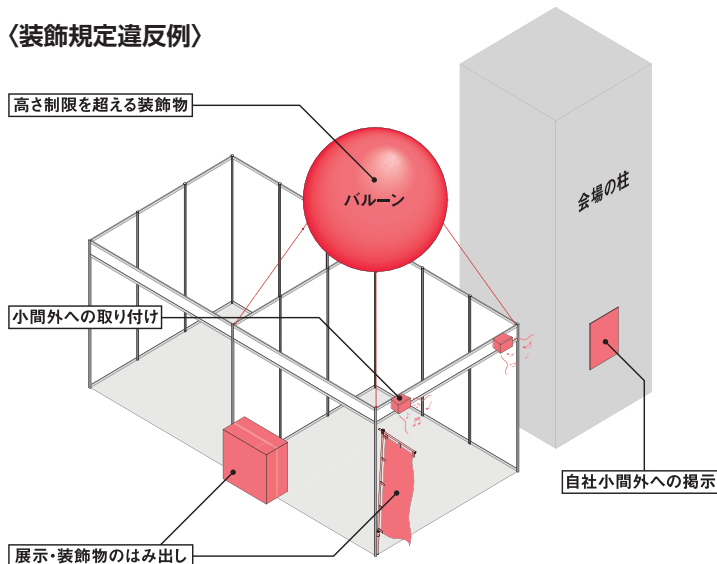
- セミナー会場、ストックルーム、商談スペース、セミナー聴講券配布所などの主催者が設営する建造物
規定の高さを超える装飾物を見つけた場合、即時撤去していただきます。

2 はみ出しの禁止

出展物、装飾物、展示台、イス、机、カタログスタンド、植栽等が自社小間からはみ出さないようにしてください。

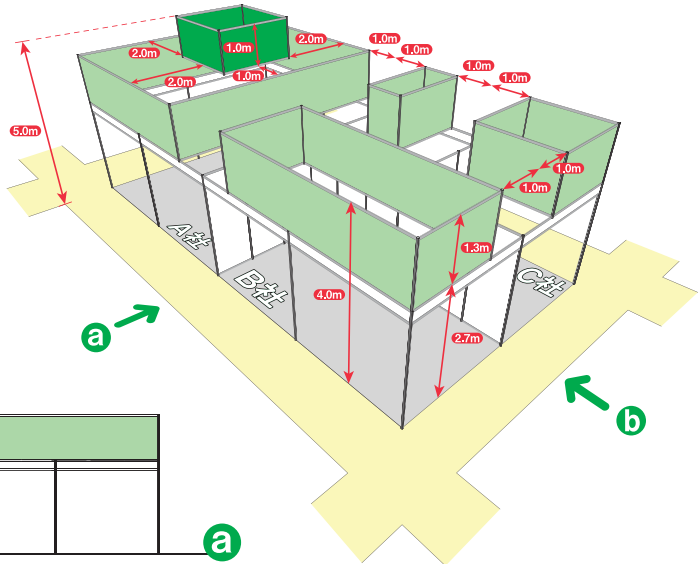
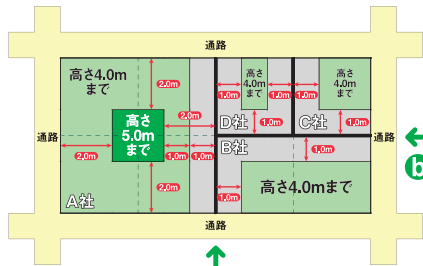
また、スポットライト等を通路にはみ出して設置することも禁止します。

〈装飾規定違反例〉

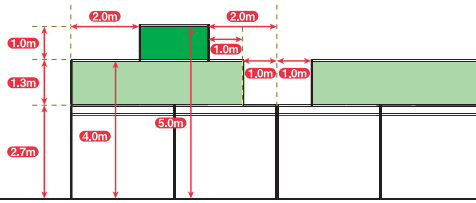


2.7mまで装飾できる位置
 2.7mを超えて4.0mまで装飾できる位置
 4.0mを超えて5.0mまで装飾できる位置

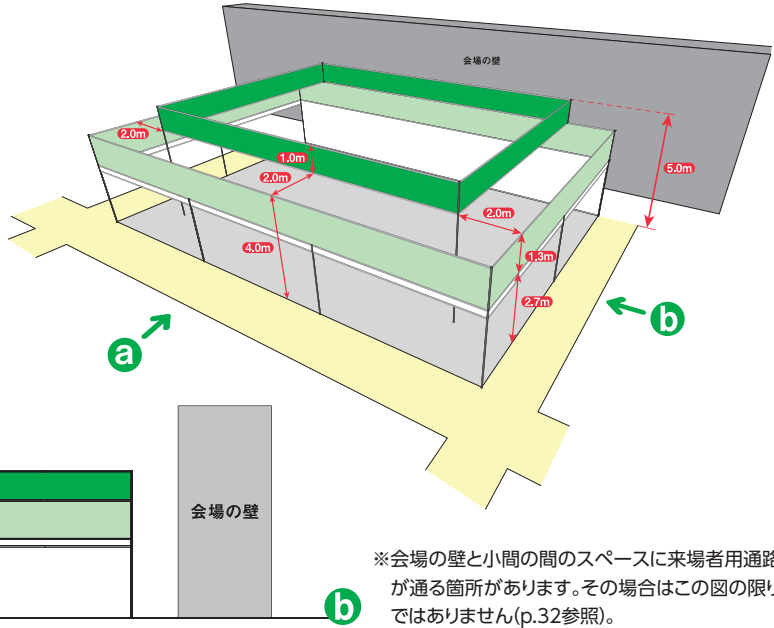
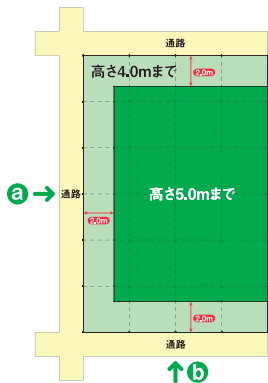
平面図



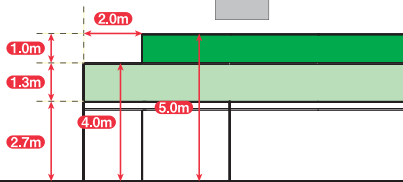
立面図



平面図



立面図



※会場の壁と小間の間のスペースに来場者用通路が通る箇所があります。その場合はこの図の限りではありません(p.32参照)。

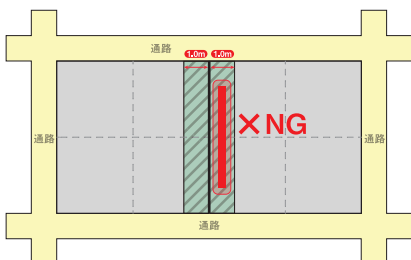
よくある高さ規定違反例

隣接小間があるが、セットバックせずに2.7mを超える高さの装飾を設置。隣接小間から見たときに、壁が突出している。

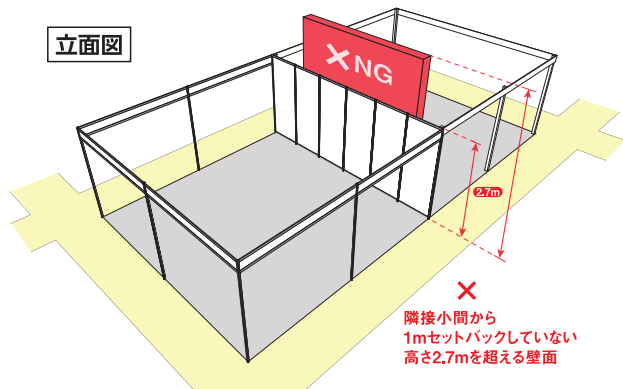


平面図

高さ2.7m以上の壁面を設置する場合、セットバックが必要な範囲(隣接小間から1m)



立面図



× 隣接小間から1mセットバックしていない高さ2.7mを超える壁面

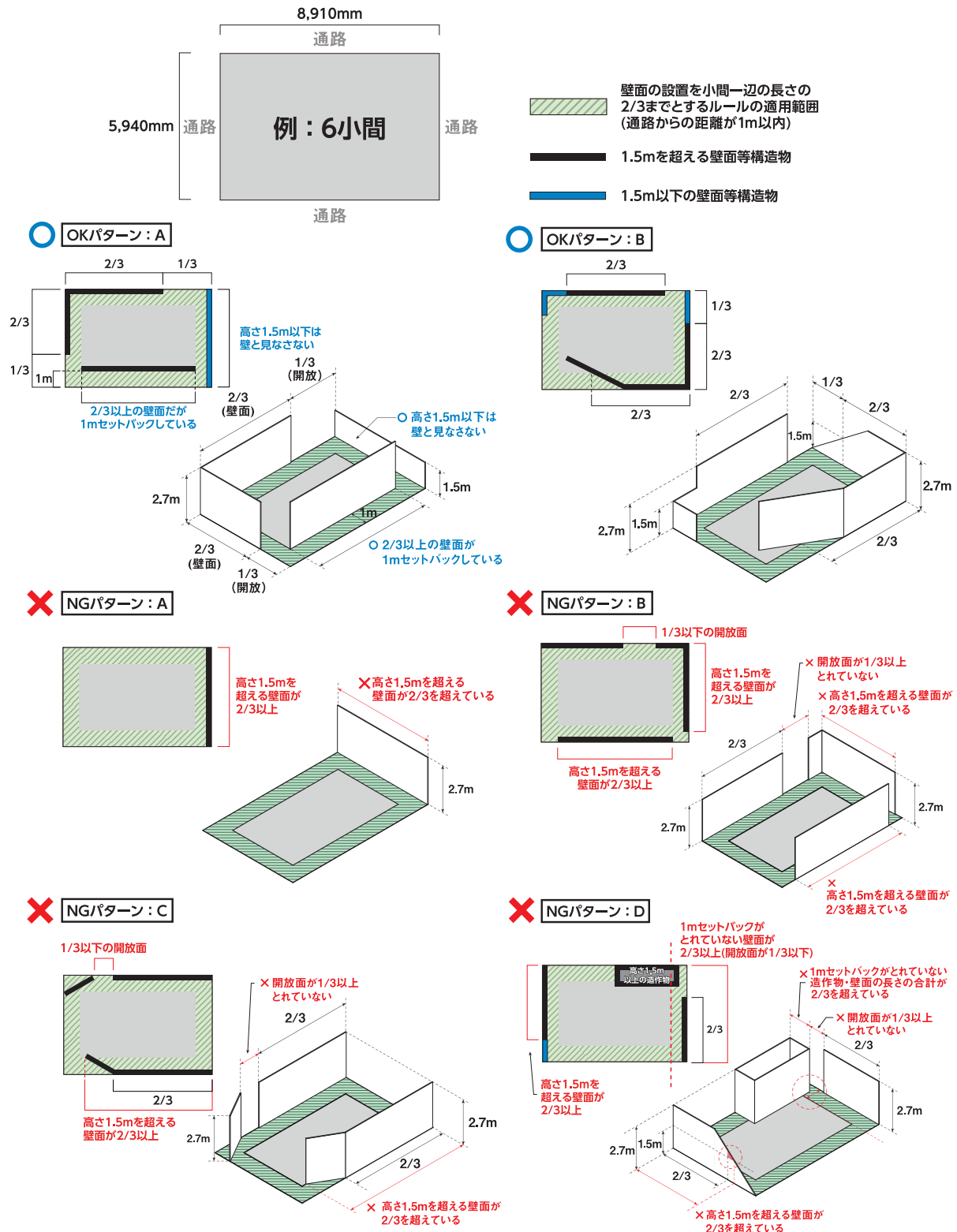


× 隣接小間から1mセットバックしていない高さ2.7mを超える壁面

3 全面壁の禁止

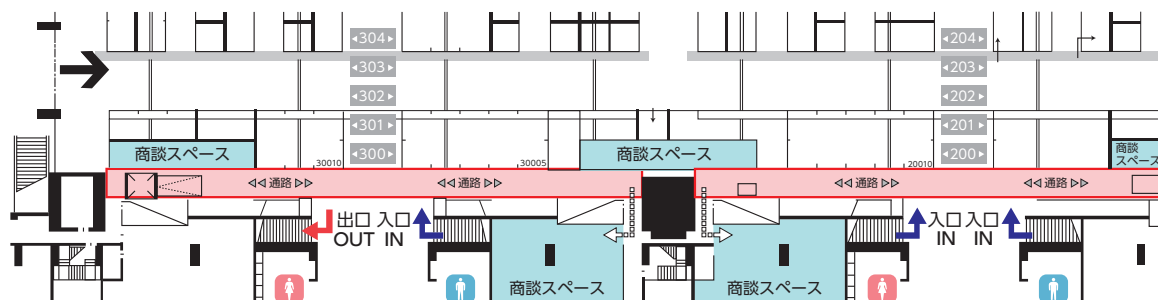
小間の境界1.0m以内の範囲で通路に面して壁面等構造物を設置する場合、会場全体の見通しを良好にするため、構造物の寸法(幅)は合計で小間一辺の2/3以下とします。残る1/3は見通しのきく構造(透明なガラス窓、ルーバー、床からの高さ150cm以下の壁面や棚など)としてください。

なお、背面側が展示ホールの壁に面する、かつ壁との間に主催者が指定する通路がない場合は全面壁を許可しますが、必ず事前に主催者に相談してください。



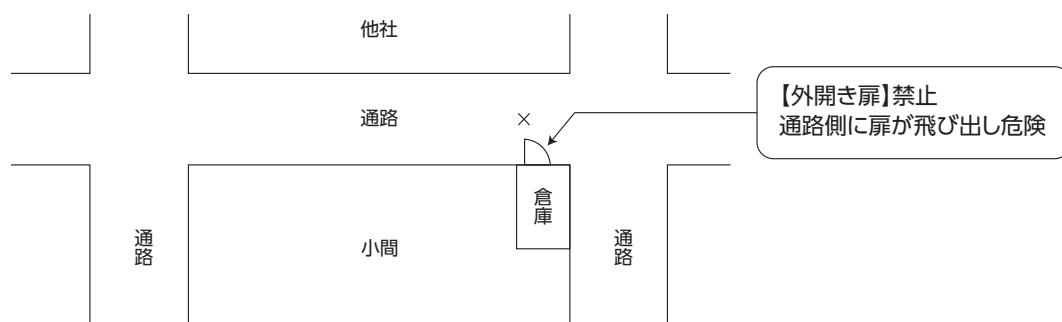
注意

来場者出入口側（展示会場北側）の会場壁面と小間の間など、小間図面上で「◀◀ 通路 ▶▶」の記載がある箇所は主催者が定める通路です。この通路に面する小間面は全面壁ができません。また、4.0mを超える高さの装飾を行う場合にはセットバックが必要です。



4 外開き扉の禁止

通路に面した装飾物や倉庫等に扉を設置する場合は、事故防止のため内開き（扉が開いた状態で通路にはみださない状態）にしてください。



5 投影の禁止

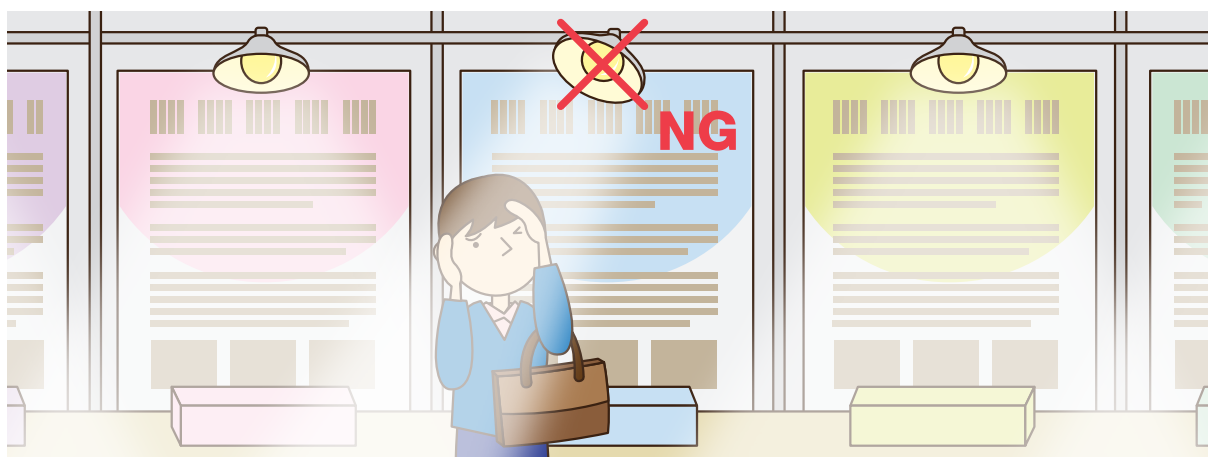
会場の壁面、天井、共用の通路等に文字や映像等を投影することを禁止します(自社小間内を除く)。

6 2階建構造の禁止

2階建構造は禁止です。

7 照明器具の設置について

- ①スポットライト等の照明器具を設置する場合は、近隣のブースや通路などにいる人の目に、直接光が入らないようにしてください。「まぶしい」という苦情が年々増えています。
- ②ネオンサイン、点滅する照明など近隣の小間に不快感を与える照明を禁止します。
- ③プラスチックダンボール(プラダン)によるアンドンや十分な火災予防のなされていないアンドンは消防法上認められないことがあります。



8 天井張りおよび屋根構造の禁止と解除手続き

展示ホールには、消火設備として放水銃が設置されています。そのため原則として放水障害および感知障害となる天井張り、屋根などを設けることはできません。ただし、出展物の状況によりやむをえず暗幕、一部天井、屋根などを必要とする場合は、事前に幕張メッセ(展示会場)の指導を受けてください。指導を受けた後は、指導済みのサインがある設計図面(立面図、平面図)2部を9月11日(金)までに主催者指定業者へ提出してください。一括して所轄消防署に申請の手続きをとります。

※承認を得ていない場合は、消防署の査察の際に撤去、または改善を命じられますのでご注意ください。

連絡先

(株)幕張メッセ事業第二課 担当：寺山／窪嶋
 〒261-8550 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1 TEL：043-296-0602 FAX：043-296-0529
 E-mail：y-trym@m-messe.co.jp または h-kbshm@m-messe.co.jp

天井構造設計図面提出先

(株)廣目屋 担当：井形／小松／渡辺
 〒104-0061 東京都中央区銀座1-6-1 TEL：03-3563-0010 FAX：03-3563-0023
 E-mail：ipf@hiromeya.co.jp

9 装飾資材(パネル・カーペット・カーテン等)は必ず防災処理済みの資材を使用してください。

展示ホールでは消防法により、一定の基準の防火管理と設備が義務づけられています。下記の項目については万全を期してください。

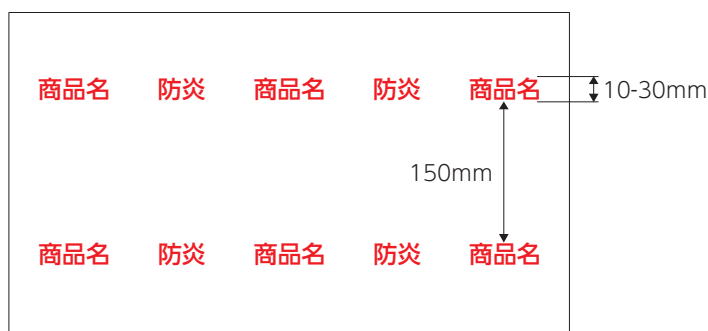
- ① 消防法により、展示用合板、カーペット、カーテン等は防災性能を有し「防災ラベル」が貼付されたもの以外は使用できません。
- ② 展示用合板、繊維板は厚さに関係なく、すべて上記の防災合板を使用してください。またカーペットもすべて上記の防災カーペットを使用してください。
- ③ 防災合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾、貼付する場合は、防災性能を有するものを使用してください。
- ④ カーテン、幕類、クロス、布紙、その他の装飾資材で可燃性のものを使用する場合、すべて浸漬加工の防災処理済のシールが付いたものを使用してください。
- ⑤ 発泡スチロールなどの石油化学製品(ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロン、ホンコンフラワーなど)は使用できません。ただし、来場者の手の届かない場所におけるスチロール製の切文字程度の使用は除外します。
- ⑥ 防災処理ができない布は使用できません。(ノボリ、旗などご注意ください。)布製品に対する防災処理は浸漬により行います。アクリルやポリエステルなどが20%以上含まれているものは防災二次加工ができないため使用は認められません。
- ⑦ 海外から装飾資材を持ち込む場合、日本の消防法に基づく許可が必要となります。
- ⑧ 特異な装飾資材は資料持参のうえ、事前に幕張メッセにご相談ください。
- ⑨ 防災表示制度による「防災ラベル」は次のとおりです。

【防災合板／防災カーテン】

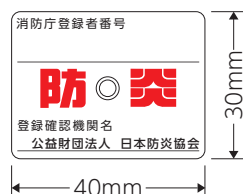


※小間内のストックスペースを仕切るカーテンにも防災ラベルの表示が必要です。

防災合板の裏面表示



【防災カーペット】



10 その他装飾および施工上の注意事項

展示装飾の実施にあたっては、なるべく会場全体の見通しを保持し、全出展者の展示効果が向上するよう考慮のうえ、他社の迷惑にならないような展示および装飾を計画してください。

- ①主催者が施工する基礎装飾物の取り外しはできません。
- ②施工にあたっては、あらかじめ施工(装飾)業者の工場で作形や加工を行い、会場においては組み立て程度の最小限の作業にとどめてください。
- ③展示装飾および出展物を会場の天井、柱、壁などの既存のものから吊り下げたり、もたせかけることは禁止します。
- ④施工および資材の運搬にあたっては、会場設備、電気、電話、水道等の設備、基礎小間、他の出展者の装飾や出展物などを損傷しないよう十分注意してください。万一損傷した場合は、理由のいかんにかかわらず原状回復の責務を負っていただきます。
- ⑤小間内床にカーペットを敷く場合は、すべて弱粘性両面テープで固定してください。ボンドなどの接着剤の使用はできません。
- ⑥作業によって生じた屑、廃材は、毎日必ず持ち帰ってください。
- ⑦電気やガスなどによる溶接、その他で火気を使用する場合は、あらかじめ主催者に届け出て承認を受けてから行ってください。また、作業中は必ず消火器を手元に置いてください。
- ⑧会場内では必ず自社の小間内で作業を行ってください。通路または他の小間に資材を放置したまま作業をすることを禁じます。撤去時の場合もこれに準じます。
- ⑨消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル、誘導灯などを装飾物などで隠さないでください。また、その付近には使用の際に障害となる陳列をしたり、工作物、その他の物品を放置しないでください。
- ⑩原則として、会期中は展示設備の交換や装飾の模様替えをすることはできません。
- ⑪装飾上のネオンサイン、またはこれに類するものの使用、造作は禁止します。
- ⑫出展者は、出展物から特殊な臭い、煙等が発生する恐れがある場合、あらかじめ主催者に申し出てください。

11 作業中の喫煙について

展示ホール内は禁煙です。作業中の喫煙は所定の喫煙所をお願いします。

12 規定の遵守

禁止事項に違反した場合、または規定に合わない不完全な装飾であった場合には、工事の変更、中止、改修または撤去を命ずることがありますので、計画および設計に際しては十分にご注意ください。主催者および関係官公署は、これによって生ずる損害、費用の増加、その他不測の事態については責任を負いません。

8 重量出展物の取扱い

- 》重量物を設置する場合には、荷重分散措置を講じた展示／搬入出計画を申請し、幕張メッセの承認を得る必要があります。必要書類を提出していない、または幕張メッセの承認を得ていない場合、会場への搬入はできません。
- 》会場の床面を破損することがないように、必ず出展マニュアルを十分に確認したうえで計画を立ててください。**万が一床面を破損した場合、莫大な賠償額が課されるおそれがあります。慎重な対応をお願いします。**
- 》計画の内容によっては、重量物の設置場所の変更や荷重分散用の鉄板敷設が必要になる場合があります、ブースの設計を一から見直すことになるおそれがあります。できる限り早めに申請してください。

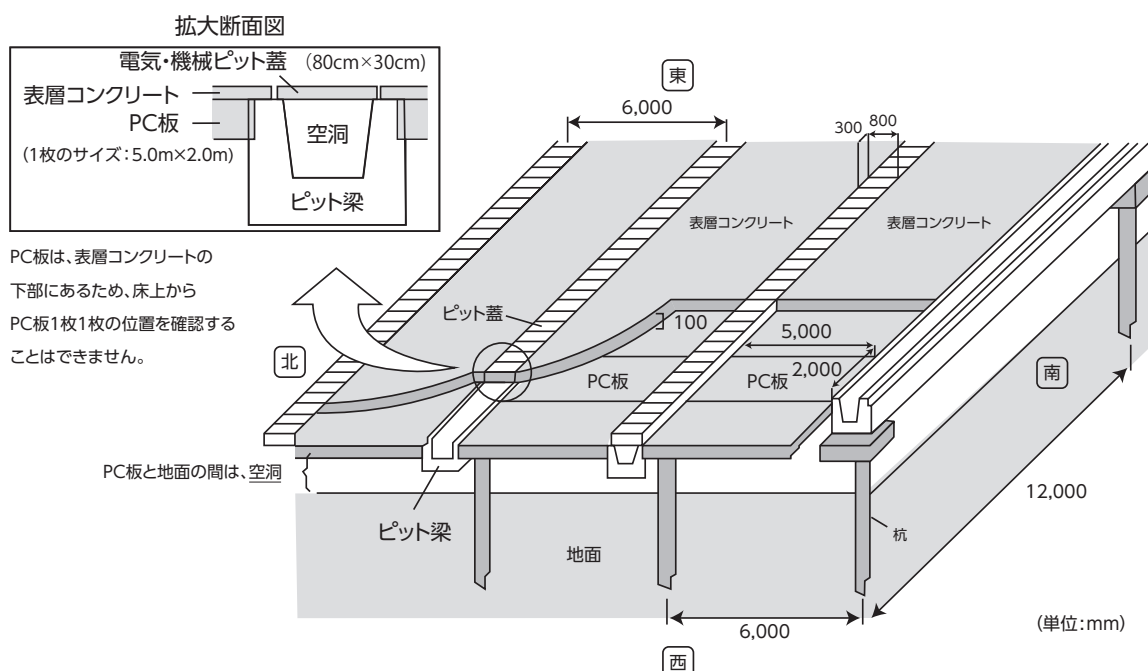
1 展示許可申請が必要となる重量物(展示物の設置、搬入出)

以下の①～③に該当する場合は、提出書類「重量物の展示許可申請」の提出が必要となります。申請書および所定の資料を添付し提出してください。

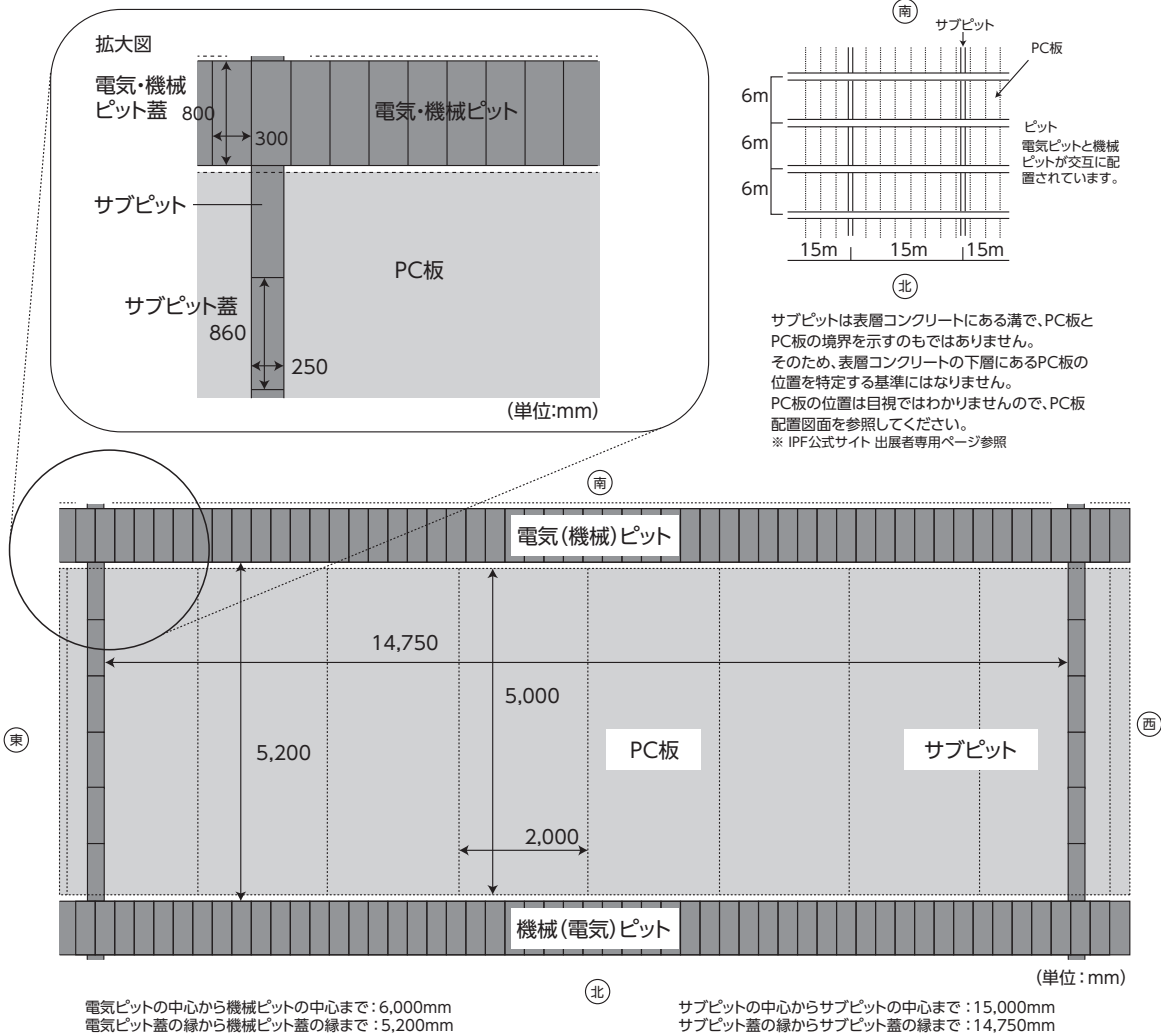
- ①5tを超える重量物を設置する場合 ※実演を伴う場合は動荷重を考慮すること。
- ②運搬車両の総重量(トレーラー等の車両重量+積載重量)が30tを超える場合
- ③クレーン作業時のアウトリガー1か所に掛かる荷重が7tを超える場合

2 展示ホールの床構造

展示ホールの床は、下図のような構造となっています。重量物を表層コンクリートの上に置くと、下部のPC板(プレキャスト鉄筋コンクリート製の板)が荷重を受け、ピット梁へ伝達し、それを杭で支える構造です(PC板の下は空洞)。このため、各部材の耐力を超える場合、荷重分散措置が必要となります。なお、PC板は、表層コンクリート(厚さ100mm)の下部にあるため、床上から位置を確認することはできません。



〈床平面図〉



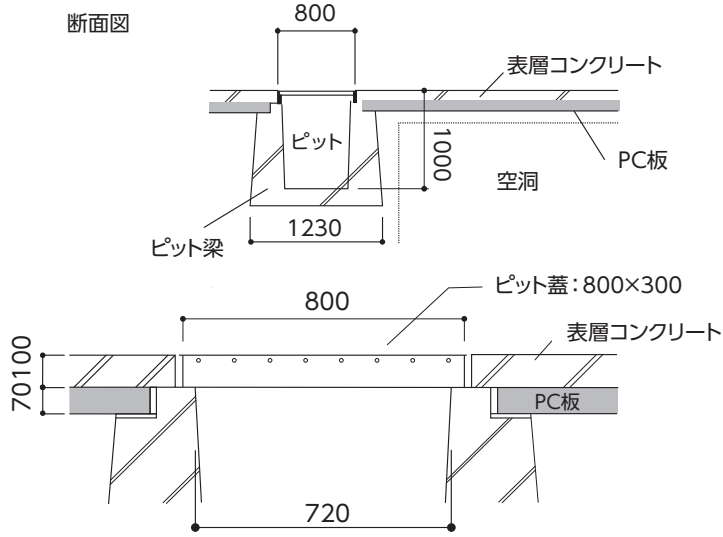
展示ホール床とピット(俯瞰)

*PC板の位置は目視ではわかりませんので、公式webサイトに公開しているPC板配置図面を参照してください。

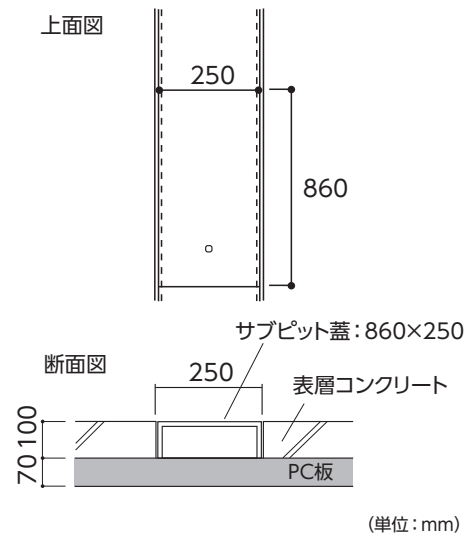


電気・機械ピットとサブピット

〈電気・機械ピット図〉



〈サブピット図〉



(単位:mm)



ピット(電気ピット)とサブピットの内部



電気・機械ピット蓋

場所によって材質が異なり、表面が平らでない蓋もあります。

3 展示物の重量制限

PC板1枚(2m [東西方向] ×5m [南北方向]) に設置できる重量は、原則5t以下です。5tを超える重量物を設置する場合は、提出書類「重量物の展示許可申請」を提出し、幕張メッセの承認を得る必要があります。5t以下の展示物であっても、PC板1枚にかかる複数の展示物および装飾物等の合計重量は5tを超えないようにしてください。

※実演を伴う展示物の重量は、動荷重を考慮して計算してください。

例：静荷重4.8t、動荷重5.1t → 「重量物の展示許可申請」の提出が必要

▲ 注意

提出書類「重量物の展示許可申請」の提出後に、重量物の設置場所の変更や荷重分散用の鉄板敷設が必要になる場合があります。ブースの設計を一から見直すことになる可能性もありますので、できる限り早めに提出いただくことをお勧めします。特に1つの接地箇所の荷重が15tを超えるような超重量物の展示を検討されている方は、計画段階からご相談ください。



ヒント

5tを超える重量物の展示は、何枚のPC板に荷重が分散されているかが展示物設置の可否を決める1つの要因です。1枚のPC板の大きさ(2m×5m)およびピットの位置を十分考慮し、重量物の接地箇所を決めてください。複数のPC板にまたがって重量物を配置することで、鉄板による荷重分散をせずに設置できる場合があります。下図の展示例を参考にして、配置プランを検討してください。

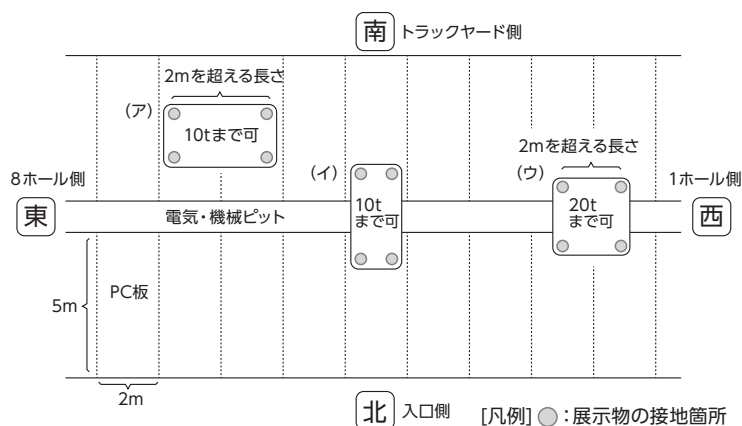
①鉄板による荷重分散を必要としない展示

a.5t以下の重量物を展示する場合

b.5tを超える重量物であっても、複数のPC板にまたがって重量物を設置することで1枚のPC板にかかる荷重を5t以下にした場合

※上記bのケースであっても、5tを超える重量物を設置する場合には提出書類「重量物の展示許可申請」を提出し、幕張メッセの承認を得る必要があります。

【鉄板による荷重分散を必要としない重量物の展示例】



ア) 10t以下の展示物で東西方向(電気・機械ピットと平行方向)に接地箇所が2mを超えて離れており、2枚のPC板に荷重が分散されている。

イ) 10t以下の展示物で電気・機械ピットをまたいで接地しており、2枚のPC板に荷重が分散されている。

ウ) 20t以下の展示物で東西方向に接地箇所が2mを超えて離れており、かつ電気・機械ピットをまたいで接地している、4枚のPC板に荷重が分散されている。

重量物を直接、コンクリート床に設置するときは、狭い面積に荷重が集中することを防ぐため、5t以下のものであっても、接地箇所毎に所定の接地面積を確保してください(右表参照)。なお、アジャスターやレベリングパットだけでは接地面積が不足する場合には、鉄板などのたわまない素材の板を敷設してください。

※脚部がピット蓋にかかる場合はこの限りではありません。
次項②-cを参照してください。

接地箇所 1カ所毎の荷重	接地面積	正方形 サイズ
4t超5t以下	625cm ² 以上	25cm角以上
3t超4t以下	529cm ² 以上	23cm角以上
2t超3t以下	400cm ² 以上	20cm角以上
1t超2t以下	256cm ² 以上	16cm角以上
1t以下	144cm ² 以上	12cm角以上

②鉄板による荷重分散を必要とする展示

a. 1枚のPC板に5tを超える荷重がかかる場合

1枚のPC板に5tを超える荷重がかかる場合は、原則として、東西方向に2m超、南北方向に1.2m超の鉄板(厚さ22mm以上)を敷設し、複数のPC板に荷重分散を行う必要があります。

[荷重分散の例]

ア) 鉄板がない場合

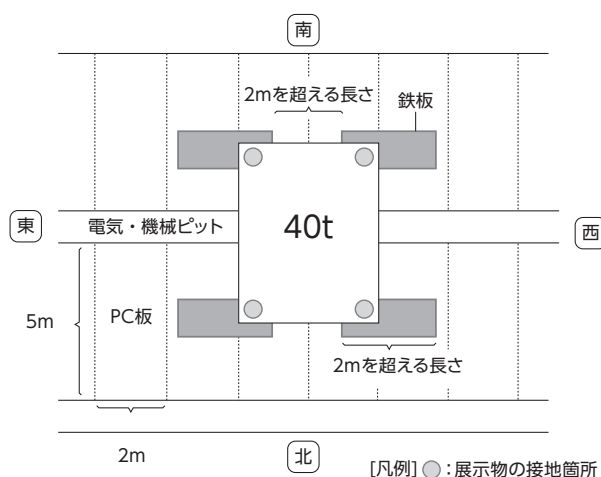
PC板4枚×5t=20tが上限

イ) 鉄板を敷設した場合(右図)

重量が8枚のPC板に分散され

PC板8枚×5t=40tが上限

※各接地箇所に均等に荷重(右図の場合10t)がかかっているものとする。



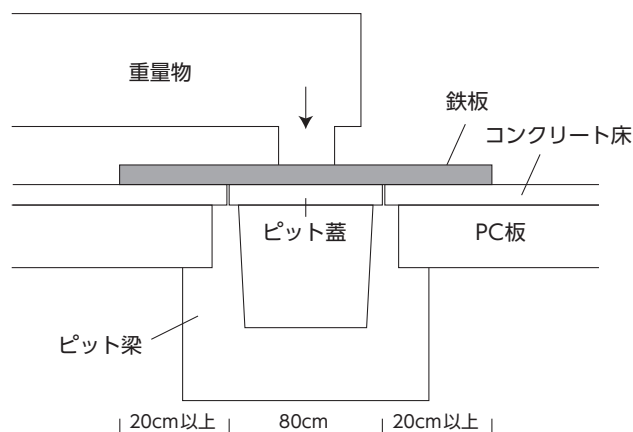
b. 電気・機械ピットの蓋に1tを超える集中荷重がかかる場合

ピットを完全にまたぐ長さの鉄板(厚さ22mm以上)を敷設し、ピット両側のPC板に荷重を分散してください。(右図)

このとき、鉄板はピット蓋の両端から20cm以上のところまで覆うようにしてください。

※電気・機械ピット蓋のサイズは30cm×80cmです。

※電気・機械ピット、サブピットの蓋は不安定かつ水平ではありません。1t以下であっても蓋の上へ実演機械の脚を設置するのは避けることをおすすめします。



c. サブピットの蓋に1tを超える集中荷重がかかる場合

ピットを完全にまたぐ長さの鉄板(厚さ22mm以上)を敷設し、ピット両側のPC板に荷重を分散してください。

このとき、鉄板はピット蓋の両端から20cm以上のところまで覆うようにしてください。

※サブピット蓋のサイズは25cm×86cmです。

4 運搬車両の重量制限(30tを超える場合)

展示ホール内に進入できる運搬車両(トレーラー等)は、原則として、総重量30t以下(車両重量+積載重量)で、4輪以上のタイヤ式のものに限ります。総重量30tを超える運搬車両で会場内に進入する場合は、提出書類「重量物の展示許可申請」を提出し、幕張メッセの承認を得る必要があります。

総重量30tを超える運搬車両が会場内を走行する場合、走行ルート上に養生用の鉄板を敷設する荷重分散措置が必要です(小間までの共有通路は主催者負担、小間内は出展者負担)。

5 クレーン車のアウトリガーに掛かる荷重の重量制限

展示ホール内で作業できるクレーン車は、原則として、各アウトリガーにかかる荷重が7t以下のものに限ります。アウトリガー1か所にかかる荷重が7tを超える場合は、以下の荷重分散措置を講じて提出書類「重量物の展示許可申請」を提出し、幕張メッセの承認を得る必要があります。

クレーン車で重量物をつり上げる作業を行う場合は、各アウトリガーにかかる荷重の最大値に応じ以下の荷重分散措置を講じてください。以下のいずれの場合も、鉄板および養生板の中心にアウトリガーが重なるように配置してください。

①1か所あたり7t以下

クレーン車に付属している養生板(50cm×50cm程度)を敷設してください(ピット蓋にかからないようにすること)。

②1か所あたり7t超～15t以下

吊り込み側のアウトリガーの接地位置に幅1.2m超、長さ2m超の鉄板(厚さ22mm以上)を敷設(下図①参照、複数のPC板にかかるようにしてください)し、その上にクレーン車に付属している養生板を敷設してください。

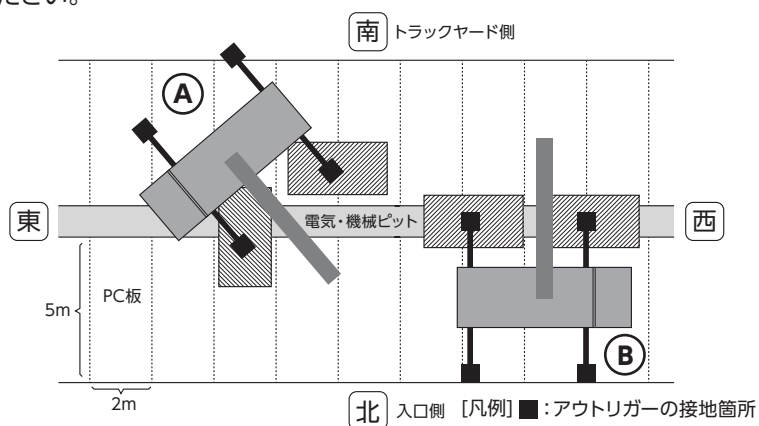
③1か所あたり15t超～30t以下

吊り込み側のアウトリガーの接地位置に幅1.2m超、長さ2m超の鉄板(厚さ22mm以上)を敷設(下図②参照、電気・機械ピットの中心線と鉄板の長辺の中心線が重なるようにしてください)、または、H型鋼等による荷重分散を行い、その上にクレーン車に付属している養生板を敷設してください。

※H型鋼等による荷重分散を検討している場合は、事前にご相談ください。

④1か所あたり30t超

事前にご相談ください。



6 鉄板養生にかかる費用

- ①通路……小間までの共有通路は主催者の負担で敷設します。
- ②その他…展示物養生用鉄板、クレーン作業養生用鉄板、小間内養生用鉄板の敷設は出展者の負担となります。

9 アンカーボルト工事

- 》アンカーボルトを埋め込む場合には、提出書類「アンカー工事許可申請」を提出し、幕張メッセの承認を得る必要があります。
- 》申請した本数と実際に打ち込んだ本数が異なる場合は、必ず搬入期間中に修正申告をしてください。申請した本数よりも打ち込んだ本数が少なかった場合であっても、申告がなかったときは申請した本数分の打込料をお支払いいただきます。

1 アンカーボルト工事の許可申請

機械の据え付け、装飾物の固定のため、展示会場内でホールインアンカーボルトの打ち込みが必要な出展者は、提出書類「アンカー工事許可申請」にて許可申請を行ってください。主催者が一括して幕張メッセ(展示会場)に対し施工許可を申請します。

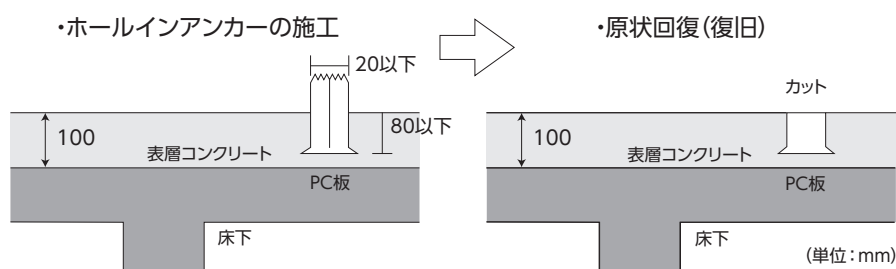
2 アンカー打込料

ホールインアンカー打込料(床面復旧協力費) 1,650円/本(税込)

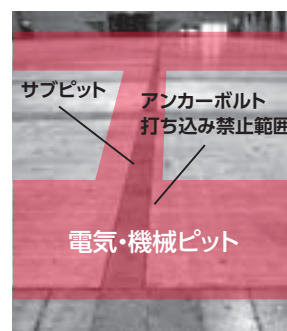
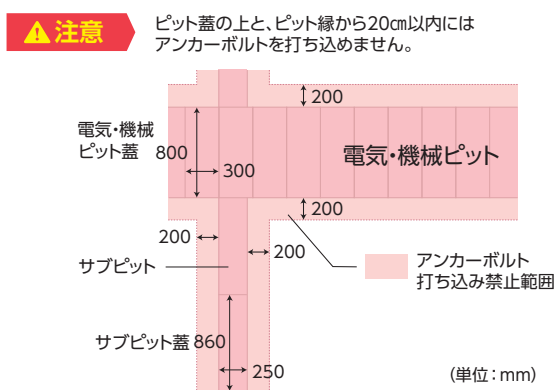
3 施工上の注意

- 展示会場内の床は以下の「床断面図」に示した構造となっているため、ホールアンカーボルトの埋め込み長さは80mm以下、太さは20mm以下とします。PC板へ影響を与えないようにしてください。
- 以下の「床断面図」に示すとおり、原状回復の際には埋めたままで床面から出ている頭部を水平面までサンダーで切断してください。ハンマーによる打ち込みやガス溶断はできません。
- 以下の「床平面図」に示すとおり、ピットの蓋部分、ピット縁から20cm以内、およびピット内への打ち込みはできません。
- ケミカルアンカーは使用禁止です。

〈床断面図〉

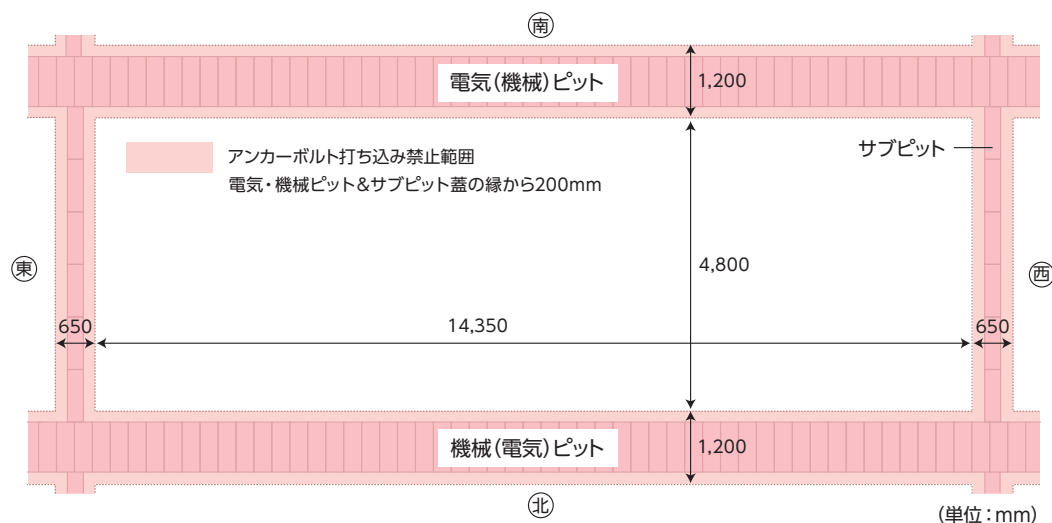


〈床平面図〉



電気・機械ピットとサブピット

〈床平面図〉



4 原状回復

アンカーボルトの打ち込みは、会期終了後ただちに原状回復することを条件とします。回復が十分でない場合、または期間内に回復が行われなかったため主催者が代わってこれを実施した場合は、その回復に要した費用を当該出展者に請求します[11,000円/本(税込)]。

5 注意事項

- 会場の構造上またはその他の事情でアンカーボルト工事が許可されない場合があります。
- 提出書類「アンカー工事許可申請」の提出がない場合、アンカーボルト工事はできません。
- 申請した本数と実際に打ち込んだ本数が異なる場合は、必ず搬入期間中に修正申告をしてください。申請した本数よりも打ち込んだ本数が少なかった場合であっても、申告がなかったときは申請した本数分の打込料をお支払いいただきます。

修正申告先

(株)廣目屋 担当：井形/小松/渡辺
幕張メッセ会場内 廣目屋カウンター
E-mail : ipf@hiromeya.co.jp

6 禁止事項

天井・壁面・扉・ガラス・柱等への直接工作(釘うち、削り、貼り付け等)は行わないでください。

Section V 防火・防災(消防関係)

1 禁止行為

展示会場では、燃えやすい木・紙・油などをはじめ、高圧ガス・液化ガスなどが使用されており、非常に危険です。普段なら何でもない行為が思いがけない大惨事を招く可能性があり、また、所轄消防署からの許可条件も年々厳しくなっています。この項は特に重要ですので、熟読のうえ、防火・防災に心がけてください。

1 所定の喫煙場所以外での喫煙は禁止されています。

2 裸火の使用は禁止されています。

- ①裸火とは気体、液体、固定燃料を使用する火気器具などで、炎・火花を発生させるもの、または発熱部を外部に露出するものを指します。
- ②電気を熱源とした器具で外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、瞬時に着火(表面温度約400℃以上)するおそれのあるものも裸火に含まれます。
※ただし、発熱物が焼室、風道、庫内に面しているトースター、ホットプレート、ヘアドライヤー、電気フライヤー、オーブンなどは除きます。

3 次の危険物の持ち込みは禁止されています。

- ①消防法で定める危険物(ガソリン、灯油、重油、作動油、印刷インク、洗浄油、動植物油など)

危険物の種類(消防法で定める危険物)

第1石油類(引火点が21℃未満のもの)	ガソリン・アセトン・ベンジン・シンナーアルコール類
第2石油類(引火点が21℃以上～70℃未満のもの)	灯油・軽油・洗浄油・テレピン油・アルコール等
第3石油類(引火点が70℃以上～200℃未満のもの)	重油・マシン油・潤滑油等
第4石油類(引火点が200℃以上のもの)	ギヤー油・シリンダー油・タービン油・作動油等
動植物油類	動植物油類(揚げ物等の煮沸行為以外の調理に使用する場合は除く)

※切削油については水溶性を使用してください。

- ②指定可燃物(ラッカーパテ、パラフィン、プラスチック原料等消防法および火災予防条例で定める指定可燃物)
- ③可燃性ガス(プロパン、アセチレン、水素など一般高圧ガス、保安規制で定める可燃性ガス)
- ④マッチ
- ⑤火薬類
- ⑥コンプレッサー(コンプレッサーに使用している内蔵潤滑油)

2 禁止行為の解除条件

前述の「禁止行為」のうち、出展物実演のためにやむを得ない必要最小限度のものに限り、以下の承認要件をもって事前に申請し、所轄消防署の承認を受けた後、会場内への持ち込みおよび実演が可能となります。

なお、申請を行っても不適切な処置があった場合は承認されないことがあります。また、解除事前申請をしないで禁止行為を行っていた場合は、ただちに使用を中止していただきます。

1 裸火の使用

- ①同一形式の火気器具は1点のみとする。
- ②気体燃料の消費量は、1機種につき「5万kcal/h」以下とし、必ずガス漏れ警報機を設置する。
- ③固体燃料(木炭、れん炭)の消費量は所轄消防署と協議のうえ決める。
- ④液体燃料(灯油など)の使用は禁止とする。
- ⑤ローソク、キャンドルランプ、調理用固形アルコール燃料の使用は禁止とする。
- ⑥裸火使用箇所の周囲は、不燃材(プラスターボード等)で被覆する。
- ⑦裸火使用箇所と危険物品、その他易燃性の可燃物は水平距離で5m以上離す。
- ⑧フライヤーなど煮沸器具を使用する場合は、来場者にやけどなどの危害を及ぼさないよう保護措置を講ずる。
- ⑨火花が発生する器具の場合は、床に敷物などを使用しない。
- ⑩火気使用器具は、容易に移動しないよう固定する。
- ⑪使用場所までのガス配管は金属パイプを使用する。
- ⑫消火器(10型、能力3単位以上)を必ず備え、かつ表示をする。
- ⑬金属などを加温するためにバーナー、トーチランプ等を使用する場合は、開場時間外(午前10時以前または午後5時以降)とし、いかなる理由でも開場時間中の使用、展示ホール内持ち込み、および保管は禁止とする。
- ⑭裸火を使用しての実演等には係員を常駐させること。

2 危険物の持ち込み

- ①危険物品は、非常口などの避難施設から水平距離で6m(危険物持ち込み量が多いときは10m)以上離す。
- ②危険物品は、火気使用場所から水平距離で5m以上離す(不燃材料で防火上有効に遮断するなどの安全措置を講じた場合を除く)。
- ③危険物品の持ち込みは、実演に必要な最小限の量で1日の使用分のみとする。
- ④燃料等の補給は、開場時間内には行わない。
- ⑤危険物品は、浸潤・揮発などで引火・着火の危険がないよう厳重に保管する。
- ⑥危険物、指定可燃物の煮沸行為における油量は60%以下とする。
- ⑦展示のみに持ち込む危険物容器は空き缶とする。(スプレー缶など)
- ⑧接触、混合発火する恐れがある危険物は同一の場所で取り扱わない。
- ⑨空き缶、残油は必ず持ち帰り、小間内には置かない。
- ⑩可燃性蒸気の発生が著しい機器を使用する場合は、当該蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設ける。
- ⑪危険物品を小間内に持ち込んだ場合には、必ず消火器(10型、能力3単位以上)を備え、かつ表示すること(裸火用との兼用可)。
- ⑫液化石油ガス(プロパンガス)の使用は禁止とする。
- ⑬不燃性ガス(窒素ガス、フロンガス、ヘリウムガス、酸素ガスなど)を使用するために高圧ガスボンベを会場内に持ち込む場合は、下記の点に注意する。
 - ・点検を常時行い、ガスの漏洩を防止すること
 - ・ボンベの転倒防止措置を必ず施すこと
 - ・実演用以外の使用はしないこと
- ⑭機械本体と別になっている油槽は、法規制の対象となるため、所轄消防署の水張・水圧検査を受けた油槽を使用する。(成形機の油槽等、機械本体と一体となっているものは対象外)

3 禁止行為解除事前申請

火気・危険物品の使用については、前記「2.禁止行為の解除条件」を前提に、主催者が一括して所轄消防署に許可申請を提出し、所轄消防署の承認のもとに使用が可能になります。

》火気使用・危険物持ち込み申請

火気・危険物品等を取扱う出展者は、所定の用紙にカタログ3部を添えて届け出てください。

※追加申請はできませんので、指定期日までに必ず関係書類を提出してください。

全出展者の方へ

千葉市火災予防条例により、火気・危険物品のある小間には全て消火器(10型、能力3単位以上)の設置が義務づけられています。(1ヵ所に1個)

1 電気工事

1 会場内の天井照明

展示ホール各館の平均照明は400ルクス～500ルクス程度です。

2 供給電気方式

小間に供給する電気方式は、以下の通りです。

電気方式	電圧	周波数	容量
交流单相2線式	100V	50Hz	3kWまで
交流单相3線式	100/200V	50Hz	3kW以上
交流3相3線式	200V	50Hz	すべての容量

※上記以外の特殊電源が必要な場合は、電気幹線工事業者にご相談ください。

※一部、デルタスター結線(Δ-Y)にて供給になる場合があります。指定のある場合は、電気幹線工事業者にご相談ください。

3 電気供給の申し込み

①電気を使用する出展者は、指定工事会社にお申し込みが必要です。

②100Vを申し込む出展者は提出書類「電気供給工事」を参照し、ブレーカーの種類を選んでください。

小間内で必要な容量に見合う電流制限器(ブレーカー)を選び、その種類を届出書に記入してください。申し込みの最小単位は100V-2P10Aです。

※提出書類記載の定格不可容量は力率100%で設定してありますが、力率100%の電気器具はありませんので、実際に使用できる容量は7～8割とお考えください。詳しくは、電気工事業者または装飾業者にご相談ください。

③200Vを申し込む出展者は提出書類「電気供給工事」を参照し、ブレーカーの種類を選んでください。出展物の種類、数量、実演の多少などを勘案のうえ、自社の経験に基づきデマンド(需要率)を設定してください。その容量に見合う電流制限器(ブレーカー)を選び、その種類を届出書に記入してください。

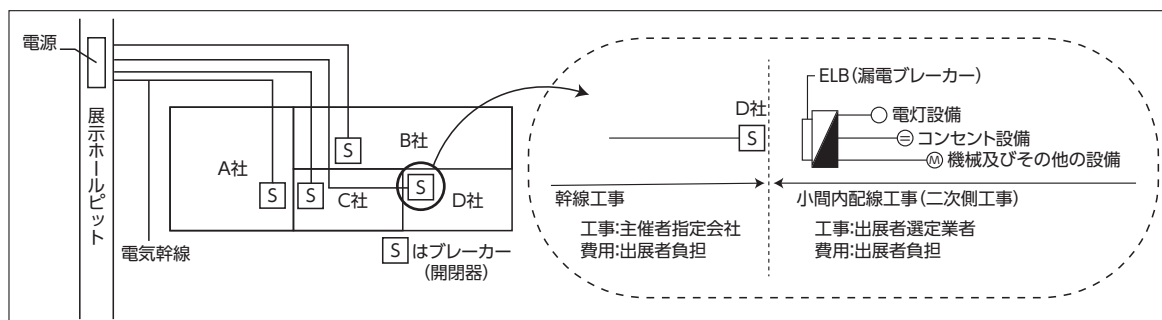
※需要率の算定の責任は出展者が負うものとし、機器実演にあたり過小な需要率の設定による停電、電動機の回転異常が生じても主催者はその責任を負いかねます。また、追加増設工事も不可能な場合が多いので、需要率の算定は専門家による慎重なご検討をお願いします。

④複数機械の実演

複数の機械を実演される場合は、実演方法(切り替え運転や無負荷運転等)を十分にご検討のうえ、無駄のないように必要容量をお申し込みされることをおすすめします。

4 電気工事の範囲

- ①主催者は、電気の供給幹線を小間内まで配線し、ブレーカー（開閉器）を1ヶ所設置します。
- 小間内に設置するブレーカーの設置希望位置を、所定の用紙に明記してください。
 - 設計図に記入がない場合は、後壁または左右いずれかの間仕切りの適当な位置に設置します。
 - 幹線工事の配線が、ピット位置の都合上、小間内および小間前の通路を横断する箇所がありますがご了承ください。



- ②供給幹線（ブレーカー）からの照明や動力配線等の小間内配線工事は、出展者が選定した電気工事会社で施工してください。
- 施工費用は、全額出展者の負担です。
 - 小間内配線工事は、電気幹線工事業者でも承ります。
- ③单相100V、单相200V、三相200V以外の電流制限器を使用する場合は「電気幹線工事業者（飯田電機工業）」までご連絡ください。
- ④单相200Vは2P10Aから。
- ⑤单相200Vは单相3線式100/200Vにて供給します。

5 電気供給費用（幹線工事費+電気使用料金）（税込）

表A 单相100V・200Vの電気供給費用（幹線工事費 + 電気使用料金）

電流制限器				定格負荷容量 (力率100%)	料金(税込)
100V		200V			
2P	10A			1.0kW	¥9,900
2P	15A			1.5kW	¥14,850
2P	20A	2P	10A	2.0kW	¥19,800
2P	30A	2P	15A	3.0kW	¥29,700
3P	20A	2P	20A	4.0kW	¥39,600
3P	30A	2P	30A	6.0kW	¥59,400
3P	40A	2P	40A	8.0kW	¥79,200
3P	50A	2P	50A	10.0kW	¥99,000
3P	60A	2P	60A	12.0kW	¥118,800
3P	75A	2P	75A	15.0kW	¥148,500
3P	100A	2P	100A	20.0kW	¥198,000
3P	125A	2P	125A	25.0kW	¥247,500
3P	150A	2P	150A	30.0kW	¥297,000
3P	175A	2P	175A	35.0kW	¥346,500
3P	200A	2P	200A	40.0kW	¥396,000

表B 三相200Vの電気供給費用（幹線工事費 + 電気使用料金）

電流制限器		定格負荷容量(力率100%)	料金(税込)
3P	5A		
3P	10A	3.46kW	¥34,254
3P	15A	5.19kW	¥51,381
3P	20A	6.92kW	¥68,508
3P	30A	10.38kW	¥102,762
3P	40A	13.84kW	¥137,016
3P	50A	17.30kW	¥171,270
3P	60A	20.76kW	¥205,524
3P	75A	25.95kW	¥256,905
3P	100A	34.60kW	¥342,540
3P	125A	43.25kW	¥428,175
3P	150A	51.90kW	¥513,810
3P	175A	60.55kW	¥599,445
3P	200A	69.20kW	¥685,080
3P	225A	77.85kW	¥770,715
3P	250A	86.50kW	¥856,350
3P	275A	95.15kW	¥941,985
3P	300A	103.80kW	¥1,027,620
3P	350A	121.10kW	¥1,198,890
3P	400A	138.40kW	¥1,370,160
3P	500A	173.00kW	¥1,712,700
3P	600A	207.60kW	¥2,055,240

- ①電気供給費用は、提出書類「電気供給工事」により計算します。本展の会期終了後、飯田電機工業(株)より請求します。内容を確認して直接お支払いください。また、海外出展者の場合は飯田電機工業(株)が会期中に出展ブースへ伺います。会期中に現金またはカードにてお支払いください。
- ②申し込みの容量に変更があった場合は、必ず速やかに申込書の控えに追記し、再提出してください。

6 小間への送電

①通常送電

11月29日(日)	搬入日	08:00 ~ 20:00
11月30日(月)	搬入日	08:00 ~ 20:00
12月1日(火)~4日(金)	会期初日~4日目	08:00 ~ 18:00
12月5日(土)	会期最終日	08:00 ~ 16:30

※送電開始時刻は上記を目途としますが、施工の都合により遅れることもあります。

②時間外送電 (早期送電/撤去時送電延長)

期日前後に機械の調整や試運転等のため特に電気の供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給します。事前に提出書類「時間外送電依頼書」にてお申し込みください。

ただし、電気使用保守料金(@¥110×kW×時間、必要容量分、税込)は出展者の負担となります。

③24時間送電

昼夜送電が必要な場合には、事前に提出書類「時間外送電依頼書」にてお申し込みください。

ただし、電気使用保守料金(@¥110×kW×時間、必要容量相当額、税込)は出展者の負担となります。

7 小間内電気工事の留意事項

①工事内容の確認

出展者は、提出書類「電気供給工事」の内容と工事の施工内容に相違がないかを確認してください。変更があった場合には、速やかに電気幹線工事業者へ申し出て変更の承認を受けてください。

②電気工事士免状の携帯

出展者が行う小間内配線工事は、必ず電気工事業者の登録をしている業者に依頼してください。

また、電気工事を行うすべての作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく免状を携帯しなければ工事をを行うことができません。

③小間内配電盤

a.2回路以上の設備になる場合は、主開閉器および分岐開閉器(できる限り電流制限器を使用)を設けてください。開閉を目的としたカットアウトスイッチの使用は認められません。

b.小間内配電盤には、電気工事者名および連絡電話番号を記入するか、ネームプレートを貼付してください。

c.配電盤は、出展者、装飾関係者、電気工事業者で打ち合わせを行ってから、点検、保守の容易な場所に設置してください。

④漏電ブレーカーの設置

小間内で電気供給を受けるすべての出展者は、自社の展示品および供給幹線を共用する隣接小間の保護のため、漏電ブレーカーを設置してください。漏電ブレーカーが設置されていない場合は電気を供給しません。

⑤工事材料

a.電気工事に使用する材料は、適正規格かつできる限り新品であることを要します。

b.電気用品安全法の適用を受ける電気用品については、経済産業大臣の型式承認を受けたマーク入りのもので使用してください。

c.電気工事に使用する電線、材料、機械類は電気用品安全法の規制を受けるため、日本製品を使用してください。やむを得ず外国製品を使用する場合は、法規にもとづく許可を得てから使用してください。

⑥高力率照明器具の使用

蛍光灯、高圧水銀灯の放電灯は、なるべく高力率の安定器を使用してください。

⑦起動補償器

7.5kW以上のモーターには起動補償器を取り付けてください。

⑧配線

- a. 照明器具、小型電気器具の配線に際しては、コードの流し引き等をしないようにしてください。
- b. 電源の接続には圧着端子を使用してください。
- c. 電熱線の露出した電熱器およびネオンは使用できません。
- d. 対地電圧が150Vを超える機器には必ず適切な接地工事を施してください。
(鉄箱入配電盤使用のときは必ずアースケースを施してください。)
- e. 一般配線にはVVケーブルまたは同等以上のケーブルを使用してください。
- f. 照明器具および機器の配線についてはビニールコードの使用を禁止します。必ず機器容量に合った電線を使用してください。
- g. 配線、器具は正確に固定してください。
- h. 照明用コンセント等の配線は、1台15A以上のものは1回路ごとに、またその他の場合は合計が15Aごとに1回路として分岐開閉器を設けた分電盤を取り付けてください。

⑨照明器具の隠蔽(アンドン等)

- a. 装飾用に蛍光灯、白熱灯等の照明器具を隠蔽する場合は、特に火災の予防を考慮した構造とし、材料には不燃材料を使用してください。
- b. 取り付けに際しては、内部が高温とならないように十分換気できるようにしてください。
- c. プラスチックダンボール(プラダン)によるアandonは消防法上認められないことがあります。

⑩危険防止

- a. 施工にあたっては、特に火災事故の防止、人体および財物の損傷、その他の電気事故防止に万全の注意をはらってください。
- b. 白熱電球、抵抗器等の熱を発する器具は、可燃材や人体に接触することのないよう施工してください。なお、装飾上のネオンサイン、またはこれに類するものの使用は禁止します。
- c. 電灯の口金、受け口等の充電部は露出させないでください。
- d. 配電盤を小間内通路に設置する場合は「配電盤危険」と表示してください。
- e. メインスイッチからのタコ足分岐は行わないでください。

⑪その他

- a. 床面等が損傷を受けるおそれのある場所に臨時配線を施工をする場合は、適当な防護処置を講じてください。特に設営および撤去作業中においては、作業用の電気配線を含め、車両、作業用足場等により損傷を受けないよう処置してください。
- b. 電気配線工事に伴う配線くずは必ず撤去清掃してください。特にピット内および端子盤内はきれいにしてください。
- c. その他電気工事施工については主催者が指示する注意事項に従ってください。

8 検査と通電

電気設備の検査は、経済産業省令(電気設備に関する技術基準)、千葉市火災予防条例等にもとづいて指定工事会社が実施します。検査に合格しなかった出展者は速やかに改修のうえ、指定工事会社に改修報告をしてください。

9 供給制限および時差運転

- ① 出展各社の電気供給申し込み総容量が会場保有の出力限度を超え、需要上やむを得ない場合は供給制限へのご協力をお願いすることがあります。
- ② 電気の需要上やむを得ないときは、主催者の指示に従って実演の時差運転をしていただくことがあります。

10 電気使用上の注意

- ① 主催者の許可なしに電圧を変えて他に流用することはできません。

- ②退館時には、必ず小間内電源スイッチを切ってください。メインスイッチを入れたまま退場されると、翌朝送電の際に危険ですから特に注意してください。
- ③コンセントからのタコ足配線を禁じます。
- ④会期中における小間内での事故防止のため、出展者は各自の責任において技術者または電気工事者を常駐させるよう努めてください。
- ⑤小間内の電気設備の保安については、出展者が責任をもって行ってください。

11 使用点検

電気事故を予防するため、主催者および監督官公署の検査員が小間内電気設備とその使用状況を点検します。点検により不良材料、不良箇所等を発見したときは、主催者は出展者または電気工事者に対し、材料の取替えや工事の変更、改修等を指示し、それが完了するまで通電を中止することがあります。

12 保護措置および会期中の保守

- ①電源の異常および事故による停電、電圧降下のために出展物や装置等を損傷した場合、主催者はその責任を負いかねます。出展者は十分な保護措置を取ってください。
- ②会期中は、電気幹線工事者の電気保守要員が会場内に常駐します。

13 電気幹線工事業者

工事の内容については、指定工事業者までお問い合わせください。

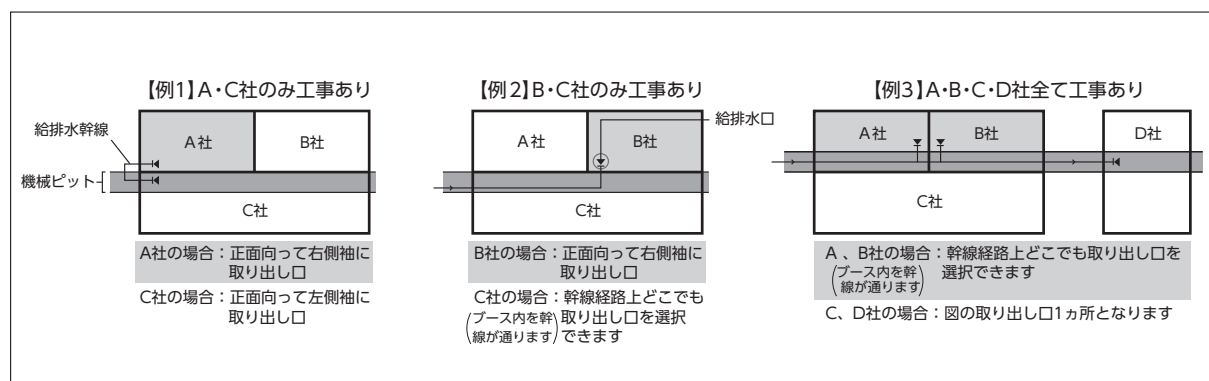
2 給排水工事

1 給排水工事の申し込み

給排水を必要とする出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

2 給排水設備工事

- ①給排水の基本設備として小間内(または付近)に給水口および排水口を原則として1ヶ所設けます。なお、給水バルブおよび排水口は、原則として小間の床下ピットから最も近い位置とします。
- ②小間内の工事については、二次側工事として出展者負担により別途施行してください。



3 実演用水の給排水方法

実演用水は、「上水使用(使い捨て)」および「クーリングタワーによる循環利用」の2つの方法を併用します。

①上水使用(使い捨て)

主に実演出展物の性質上、循環利用できない場合および水量が少ない場合は、上水使用(一般水道)の使い捨てとなります。

※ただし、水道使用料金が発生します。(¥1,210/m³(税込))

②クーリングタワーによる循環利用

水を大量に使用するとき、または水を使用する出展者が多いとき(主催者指定の給排水工事業者の判断による)は、主にクーリングタワーによる循環利用のみとなります。出展者への給水が「クーリングタワー」になる場合は、給排水工事申し込みの締め切り後、給排水工事業者からご案内します。

この場合、水を強制循環させるため、出展者の給排水管路中で常圧になる(空気に触れる)部分がないよう、密閉式のクローズで出展物を設計してください。クーリングタワーによる給排水を受ける出展者の小間配管工事は、できる限り主催者指定の給排水工事業者をご利用ください。

※①または②の給排水方法のどちらをとるかは、原則として費用の安い方で決定しますので「水使用量(毎分m³)」を正確に算出してください。

※上水使用の出展者が多い場合には、クーリングタワーによる給排水に変更となる場合があります。

4 給排水幹線工事費

詳細は提出書類「給排水工事」でご確認ください。

5 供給期間と時間

①通常供給

11月29日(日)	搬入日	13:00~20:00
11月30日(月)	搬入日	08:00~20:00
12月1日(火)~4日(金)	会期初日~4日目	08:00~18:00
12月5日(土)	会期最終日	08:00~16:30

②時間外供給および24時間通水

上記通常供給時間外に機械の調整、試運転等のために水の供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給します。事前に給排水工事業者にご連絡ください。ただし、特別配管等の経費がかかる場合は、使用料金および保守料金は出展者の負担とします。

6 保護装置

断水または水圧低下などの事故のため実演物その他を損傷するおそれのある場合は、保護装置を設備してください。

7 使用制限

異常濁水または給排水装置の故障などで、水圧低下、断水などの事故が発生した場合や水道局の給水制限が実施された場合には、主催者は水道の使用を制限することがあります。

8 設備のリース

主催者指定の給排水工事業者で、流し台(一槽シンク)、手洗い器(L5)、電気温水器のリースが可能です。

9 電気ピットの保護

水が電気ピットに流れ込まないように、十分に注意してください。(特に機械の撤去時の排水処理)

10 給排水幹線工事業者

工事の内容については、指定工事業者までお問い合わせください。

3 エアー配管工事

1 エアーの供給について

エアーの配管工事を必要とする出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

※エアー工事には、エアドライヤーなどが必要になりますので、各社必ずご用意ください。また、リースもありますが数に限りがありますのでお早めにお申し込みください。

※エアー工事は原則として集中配管方式で行いますが、コンプレッサーリースとなることもあります。その場合は、工事申し込み締め切り後、主催者指定工事業者から連絡します。

※集中配管方式のエアーバルブ立ち上げ位置は給排水設備工事に準じます。

2 供給期間と時間

①通常供給

11月29日(日)	搬入日	13:00~20:00
11月30日(月)	搬入日	08:00~20:00
12月1日(火)~4日(金)	会期初日~4日目	08:00~18:00
12月5日(土)	会期最終日	08:00~16:30

②時間外供給

上記通常供給時間外に機械の調整、試運転等のためにエアーの供給を必要とする場合には、可能な範囲において供給します。事前にエアー工事業者にご連絡ください。ただし、特別配管等の経費がかかる場合は、使用料金および保守料金は出展者の負担とします。

3 コンプレッサーのリースについて

コンプレッサーのリースを希望される出展者は、所定の用紙にてお申し込みください。

●コンプレッサーリース料金(消音スクリータイプ・エアドライヤー内蔵)(税込)

5馬力	¥9,350/1日
10馬力	¥12,100/1日
15馬力	¥14,300/1日
20馬力	¥18,700/1日

上記料金の上に搬入出および保守経費として¥74,800(税込)を別途申し受けます。

※数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

4 エアー配管幹線工事業者

工事の内容については、指定工事業者までお問い合わせください。

① 実演上の注意

1 危険防止措置

実演を行う出展者は常に安全を心がけ、特に火気に注意し、人体または財物に対する危険防止のために万全の措置を講じてください。

2 実演に伴う損害補償

実演において人体または財物等に与えた被害の補償等については、出展者の責任において解決してください。

3 ガスボイラー持込の禁止

重油、ガスボイラーを展示ホール内に持ち込んでの実演はできません。

4 実演に伴う配慮

実演によって生ずる強度の音響、光熱、塵、ガス、高周波、超音波、煙、臭気等については、他の出展者や来場者に迷惑を及ぼすことがないように十分注意してください。

5 廃油の処理

廃油等を会場内排水溝に捨てることは固く禁じます。出展者が責任をもって会場外に搬出し、処理してください。

6 電気幹線設備の保守点検

開場時間外であっても、保守点検のために小間内の分電盤およびブレーカー（電源開閉器）等を見回ることがありますので、ブレーカー周辺は施錠せずに開けておくようにしてください。

7 ゴミ処理

紙屑などの少量のゴミは、分別して袋に入れ、会場内に設置するダストボックスに入れてください。なお、ゴミ袋は出展者ご自身で用意してください。

実演した際に発生するプラスチック成形サンプルや廃油または廃棄するカタログ等の大量のゴミの引取をします（有料）。ご希望の場合は、所定の用紙にてお申し込みください。

② 飲食物の取扱い

幕張メッセ会場内で食品を取り扱う場合、特に以下の事項に留意して食品の安全確保に努めてください。

1 事前の届け出について

自社小間内で、無料にて缶、ビンまたはペットボトル入りの飲料をそのまま提供する場合、およびコーヒーマーカを使用する場合は届け出は不要です。

それ以外の飲食物の提供（金銭を受領する食品営業でない場合でも）を希望される場合は、事前に所轄保健所の許可が必要となります。ただし、商談のためのお茶、お茶菓子などの提供は届け出の必要はありません。

許可を受ける場合には、千葉市保健所に早めにお問い合わせいただき、8月頃までに申請してください。申請後は、その旨を必ず主催者までご連絡ください。

※会期中、会場において保健所から飲食物取扱いに関する指導・指示がある場合があります。

2 お問い合わせ先

詳細についてのお問い合わせは、以下までご連絡ください。

千葉市保健所 食品安全課
〒261-8755 千葉県千葉市美浜区幸町 1-3-9
TEL:043-238-9934 FAX:043-238-9936

3 終業点検

出展者は、毎日の終業時に小間内および倉庫内の火の元、電気スイッチ、給排水バルブ、消火器などの点検を確実に行ってから退館してください。なお、残業した際は終了後、責任者は必ず事務局に報告してから退館してください。

4 実演の制限および中止

主催者は、会場の管理、保全、秩序の維持および公衆の安全のため、これらに支障をきたすと認めた実演については、出展者に対し必要な改善措置をとるよう要求します。対応していただけない場合には実演の制限、または中止を命ずることがあります。